

久居地域における文化ホールの整備にかかる経緯

1 久居東鷹跡町に文化ホールを整備するに至った経過

- 平成20年度・民間活力を導入した「久居駅東側周辺地区整備事業」に着手
- 平成21年度・事業優先交渉権者を決定、保健センター併設の「642席の音楽専門ホール」の整備を提案
- 平成22年度・民間提案事業の地元説明会及び「久居駅東側周辺地区整備事業」ワークショップを開催し、公共施設部会から、文化施設整備のあり方について、提言書を受理
- 平成23年度・自治会連合会久居支部から要望書を受理
・自治会連合会久居支部役員等への説明会を開催
- 平成24年度・市議会全員協議会に「久居駅東側周辺地区整備事業に係るプロポーザルについて」を協議し民間提案による整備を断念の報告を行う。同日、自治会連合会久居支部に当該市議会資料を送付（5月10日）
・市議会全員協議会に「久居駅周辺地区のまちづくりビジョンについて」を協議し、市民ホールを久居駅東エリアに整備するプランA及び市民ホールを久居東鷹跡町エリアに整備するプランBを提示（11月13日）
・雨漏り等により、久居市民会館休館（1月21日から）
・市議会全員協議会に「久居駅周辺地区のまちづくりビジョンについて」を協議し、市民ホールを久居東鷹跡町エリアに整備するプランBの考え方を基本とする旨を報告（2月7日）
内容：久居ふるさと文学館と連携した文化・交流活動拠点として、ホールに、住民活動支援機能、行政機能の一部も併せて配置し、（仮称）津市久居ホールを整備
・平成25年度予算へ文化ホールの整備基本計画策定経費を計上
- 平成25年度・「（仮称）津市久居ホール整備基本計画検討委員会」を設置し、基本計画を検討

2 （仮称）津市久居ホール整備基本計画検討委員会の経過と検討内容

○平成25年6月24日、（仮称）津市久居ホール整備基本計画の策定に関し、広く意見等を聴くため設置

- ・第1回（6/24）委嘱式、概要説明
- ・第2回（8/1）先進事例視察（愛知県）
- ・第3回（8/21）文化ホールの現状と市内及び県内のホールの現状を学識経験委員から発表
- ・第4回（10/8）3つの施設機能（ホール・住民活動支援・行政窓口）について検討
- ・第5回（10/30）多様性への対応などホール機能について検討
- ・第6回（11/25）モデルプランについて検討
- ・第7回（12/26）年間プログラムにより、ホールの活用について検討
- ・第8回（1/27）施設の基本理念やテーマを、劇場法に基づいた施設とすることを決定
- ・第9回（2/10）検討結果をまとめ、市への提出

○委員名簿

番号	氏名	選出根拠等
1	稲垣 博司	地域関係者
2	大月 淳	学識経験者
3	大幡 貞夫	地域関係者
4	小嶋 みゆき	文化芸術活動関係者
5	齋藤 満男	文化芸術活動関係者(8月1日から)
6	佐藤 ゆかり	一般公募
7	佐橋 俊美	地域関係者
8	菅内 章夫	文化芸術活動関係者
9	高橋 秀典	文化芸術活動関係者
10	中森 堯子	文化芸術活動関係者
11	別所 正樹	地域関係者
12	松浦 茂之	学識経験者
13	山田 康彦	学識経験者
14	山本 賢司	一般公募
15	若林 善周	文化芸術活動関係者

住民アンケートの実施（1月10日～）

久居地域の市民 1003/1746 人回答（57.4%） 利用想定団体 55/86 団体の回答（64.0%）

久居地域の学校 10/12 校の回答（83.3%） 【1月20日、1次締切時点の回答状況】

はじめに 策定に当たって

◇計画策定の趣旨（事業根拠）

- 旧久居市の計画への位置付け：久居市第4次総合計画「久居駅周辺地区まちづくり事業」
- 新市まちづくり計画への位置付け：新「津市」合併協議時の合意事業
- 津市総合計画への位置付け：副都市核として位置付けし、交流拠点としての副次的な都市機能整備を推進

第1章 基本理念、基本的な考え方

◇基本理念

実演芸術を振興する
独自性ある文化芸術の創造と発信を行う
学びと交流を促進する
地域再生と活性化に寄与する

◇基本的な考え方

〈テーマ〉
地域をつなぐ開かれた独自性ある文化芸術
の創造拠点

第2章 （仮称）津市久居ホール整備の背景

◇整備の経過 ◇国の文化芸術政策 ◇現状と課題 ◇整備にかかる諸条件 ◇整備基本計画策定手法

第3章 求められる機能及び事業のあり方

◇機能別の整備方針

- ホール機能 ○文化創造活動支援機能 ○展示機能 ○市民文化芸術活動支援機能 ○市民団体活動支援機能
- 情報発信機能 ○交流・広場機能 ○行政、窓口機能 ○駐車場

◇事業別の実施方針

- 創造事業 ○鑑賞事業 ○普及育成事業 ○協働事業 ○国内、国際交流事業 ○貸館事業 ○情報発信事業

第4章 施設の管理運営のあり方

◇基本的な考え方 施設のハード管理とソフト事業の運営が可能な施設管理運営体制

◇施設管理企画運営手法 ○直営管理 ○指定管理者による管理

◇施設管理運営の課題 ○直営管理 ○指定管理者制度 ○市民参加

第5章 整備計画及び整備資金、スケジュール

◇整備計画

パターン1【ホール規模300席、床面積約5,000㎡】

パターン2【ホール規模600席、床面積約6,000㎡】

パターン3【ホール規模900～1,000席、床面積約7,000㎡】

◇整備資金：国土交通省所管の都市再整備事業交付金及び合併特例債を活用

◇スケジュール：平成31年度の施設オープンを目標

今後の進め方：この基本計画案は、（仮称）津市久居ホール整備基本計画検討委員会が検討した結果として、津市に提出された内容です。今後は、パブリックコメント等を経て、津市の基本計画を策定した上で、基本設計に向けて、施設の内容を絞り込んでまいります。

※ パブリックコメントの実施：平成26年2月26日～3月27日

（仮称）津市久居ホール整備基本計画

検討結果

平成26年2月

（仮称）津市久居ホール整備基本計画検討委員会

目 次

はじめに（策定に当たって）	1
第1章 基本理念、基本的な考え方	
1 基本理念	2
2 基本的な考え方	4
第2章 （仮称）津市久居ホール整備の背景	
1 整備の経過	6
2 国の文化芸術政策	14
3 現状と課題	18
4 整備にかかる諸条件	22
5 整備基本計画策定手法	28
第3章 求められる機能及び事業のあり方	
1 機能別の整備方針	30
2 事業別の実施方針	32
第4章 施設の管理運営のあり方	
1 基本的な考え方	34
2 施設管理運営手法	34
3 施設管理運営の課題	35
第5章 整備計画及び整備資金、スケジュール	
1 整備計画	37
2 整備資金	43
3 スケジュール	43
【参考資料】	
住民ヒアリング（アンケート）結果	44

はじめに（策定に当たって）

本市は、平成１８年１月１日の合併により、海から山までの広大な市域を持つ県都となりました。

津市総合計画で、副都市核として位置付けている久居駅周辺地区は、新たな交流と活力を創出する拠点として、にぎわい性を高める副次的な都市機能の整備を「久居駅周辺地区まちづくり」として、進めることとしています。

文化活動など文化振興を取り巻く諸情勢としては、市民全体の文化活動が幅広く展開され、様々な文化イベントや活動発表が行われているものの、各地域に設置している約３００席から約６００席の小中規模なホールの利活用が、市の中心地に位置する施設以外は非常に少ないところが多い状況であり、これが大きな課題です。

しかし、小中規模な施設を各地域に設置している現状から、市民の文化芸術創造活動の促進など、より地域に密着した事業展開を図ることが、本市の文化を振興する上で必要です。

こういったことから、本市の副都市核と位置付ける久居駅周辺地区に新たな文化の交流、創造の拠点整備として、久居地域の活力ある発展を目指して、（仮称）津市久居ホールを整備するための基本計画を策定します。

第1章 基本理念、基本的な考え方

1 基本理念

文化芸術振興基本法では、「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成する。」とあります。また、平成24年に施行された、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（以下「劇場法」という。）では、「劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。」としています。

また、物の豊かさから心の豊かさが求められ、ライフスタイルの変化や余暇時間の増大を背景に、市民の生活意識や価値観などは多様化が進んでおり、生きがいや次世代に夢と希望を与えることができる文化芸術が求められています。本市における独自性ある文化芸術の創造が、市民の誇りと愛着を育みます。

本市のまちづくりは、合併後最初の総合計画において、「安心」「交流」「元気」を基本理念に、「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」を実現するため、「住みやすさ」と「人と人とのつながり」を大切に「一体感を高める」まちづくりによって、「県勢の発展と地方の確かな自立を先導する」新しい県都づくりを進めています。

本市は、海から山までの広大な市域を持つ県都となり、中心部には、三重県総合文化センターをはじめとする多数の県施設も存在しています。これらが有効に活用されている本市においては、いろいろな文化芸術活動が可能です。

さらに、副都市核として位置づける久居駅周辺地区を持つ久居地域は、合併前から市制を敷いていた地域であり、市内2番目の中心地域であります。久居駅周辺の商店街などは、昔のにぎわいを取り戻すため、地域の再生、活性化の取り組みが必要な現状です。

このような状況の中、平成24年に施行された「劇場法」に基づき、実演芸術の振興を図り、本市における独自性ある文化芸術の拠点となり、活力ある地域社会を構築するための施設を久居駅周辺地区の再生を目指したまちづくりの一環として整備します。

この施設においては、実演芸術を創造し、その作品に直接触れる機会の提供をはじめとする発信を行い、それらの活動を担う人材の育成を行うことを想定

しています。そして、実演芸術にとどまらずあらゆる文化芸術活動にも活動場所を提供し、それら文化芸術活動の展開を介して、各種学びや交流を促進し、地域の再生と活性化に寄与することを目指します。

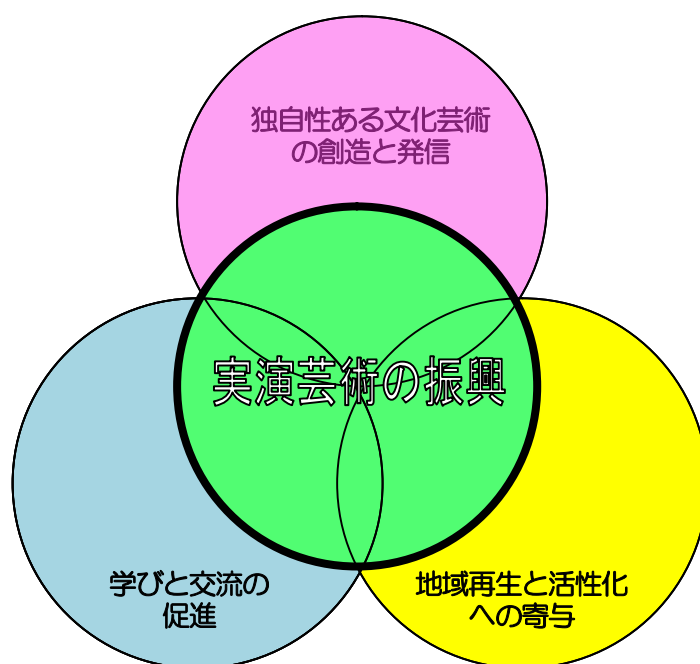
そこで、これらの目標に基づき、以下に示す施設の基本理念を掲げます。

「実演芸術を振興する」

「独自性ある文化芸術の創造と発信を行う」

「学びと交流を促進する」

「地域再生と活性化に寄与する」



「独自性ある文化芸術の創造と発信」「学びと交流の促進」「地域再生と活性化への寄与」が、「実演芸術の振興」を核として相互関連し、実現するイメージを図にしました。

2 基本的な考え方

(1) テーマ

これまでのホールを中心とする文化施設の多くは、そこで文化芸術活動を行う限られた人によってのみしか利用されない傾向にありました。

新しい施設には、開かれた場として地域住民をはじめとする幅広い市民にとって、気軽に訪れられ、文化芸術を身近なものと感じられ、感動が得られる魅力ある施設となることが望まれます。そこで、先に掲げた基本理念に従い、以下に示す施設のテーマを設定します。

「地域をつなぐ開かれた独自性ある文化芸術の創造拠点」

(2) 基本方針

施設をそのテーマである「地域をつなぐ開かれた独自性ある文化芸術の創造拠点」としていくため、劇場法に基づき「**実演芸術の振興**」を図るとともに、これ以外の基本理念に基づき次の方針を掲げ、施設計画に反映していきます。

ア 「独自性ある文化芸術の創造と発信」

(ア) 産学官民が連携して実演芸術を創造し、発信します。

産学官民が連携した実演芸術の創造を行い、地域、学校、企業等へのアウトリーチも含めた様々な形での発信に取り組みます。

(イ) 地域の特色が出せる施設として、地域とともに文化芸術を発信します。

久居地域を中心とした施設として、これまで地域に根付いてきた歴史や伝統を活かし、地域の特色が出せるよう、地域が主役となる場所を築いて文化芸術を発信することに取り組みます。

(ウ) 本市の拠点施設として、地域において企画運営を考える機能を備えます。

市民が愛着を持てる本市の拠点施設とするため、地域ならではの発想による企画運営を考える組織づくりに取り組みます。

イ 「学びと交流の促進」

(ア) 稽古や各種活動を行うことのできる場所を提供します。

実演芸術にかかわる稽古はもとより、美術作品の展示、鑑賞をはじめとする、学びと交流を伴う各種活動を行うことのできる場所を提供します。

(イ) 誰もが文化芸術活動に触れられる機会をつくります。

施設に立ち寄った誰もが、気軽に文化芸術活動に触れられ、そこに学びと交流が促進される機会づくりに取り組みます。

(ウ) 幼少期から文化芸術に触れられる機会をつくります。

次世代を担う人材の育成を図るため、幼少期から文化芸術に触れられる機会づくりに取り組みます。

ウ 「地域再生と活性化への寄与」

(ア) 商店街の再生など商業の活性化を図ります。

久居駅周辺地区内の商店街の再生など商業の活性化を図るため、多くの市民が集まる魅力ある施設としていきます。

(イ) 本市の副都市核に位置付ける久居駅周辺地区のにぎわいを創出します。

近鉄久居駅を利用した他地域との交流拠点としてののにぎわいを創出するため、施設における文化芸術活動を通じたまちづくり活動につなげます。

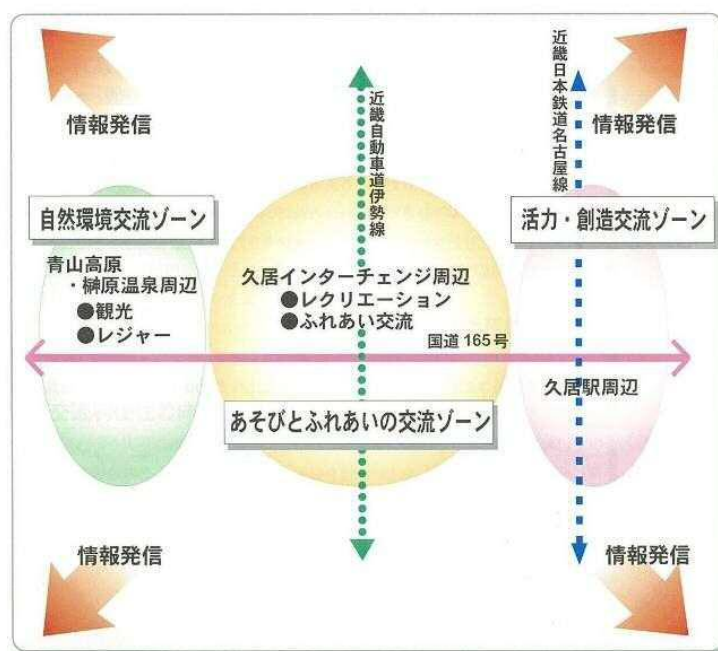
第2章 （仮称）津市久居ホール整備の背景

1 整備の経過

(1) 久居市時代の計画

ア 第4次久居市総合計画

平成13年、津市合併前の久居市最後の総合計画である第4次久居市総合計画（2001年）を策定しました。その中で、久居市の将来像を「人間環境都市 ひさい ～人に、まちに、暮らしに、やさしさあふれる環境都市～」としています。そして、基本構想において、地域形成の方向を定めており、本計画地のある久居駅周辺は、「活力・創造交流ゾーン」と位置付けていました。



地域形成の方向（第4次久居市総合計画）

久居駅周辺の取り組み内容は次のとおりです。

活力・創造交流ゾーン（久居駅周辺）

- (1) 市民に親しまれる広場の整備
- (2) 回遊性の高い商業空間と行政サービス施設の整備
- (3) 交通結節点としての機能充実

イ 久居駅周辺地区まちづくり総合支援事業計画

平成 16 年 3 月、久居駅周辺地区まちづくり総合支援事業計画を策定し、まちづくり計画の目標と方針を示しました。

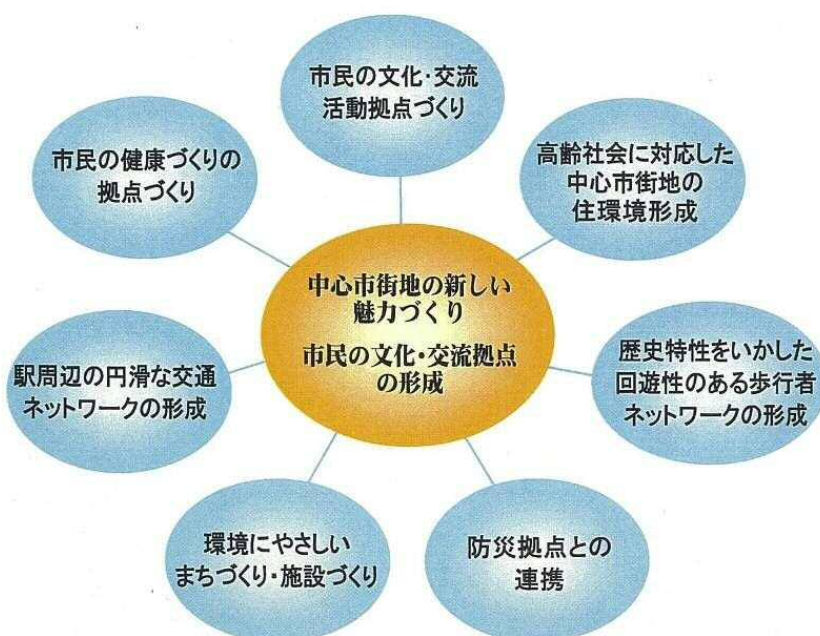
また、自衛隊用地との土地交換を前提に、市民の文化・交流拠点として、地域交流センター(音楽ホール600席程度)の整備などを提言しました。

【まちづくり計画のテーマ】

中心市街地の新しい魅力づくり

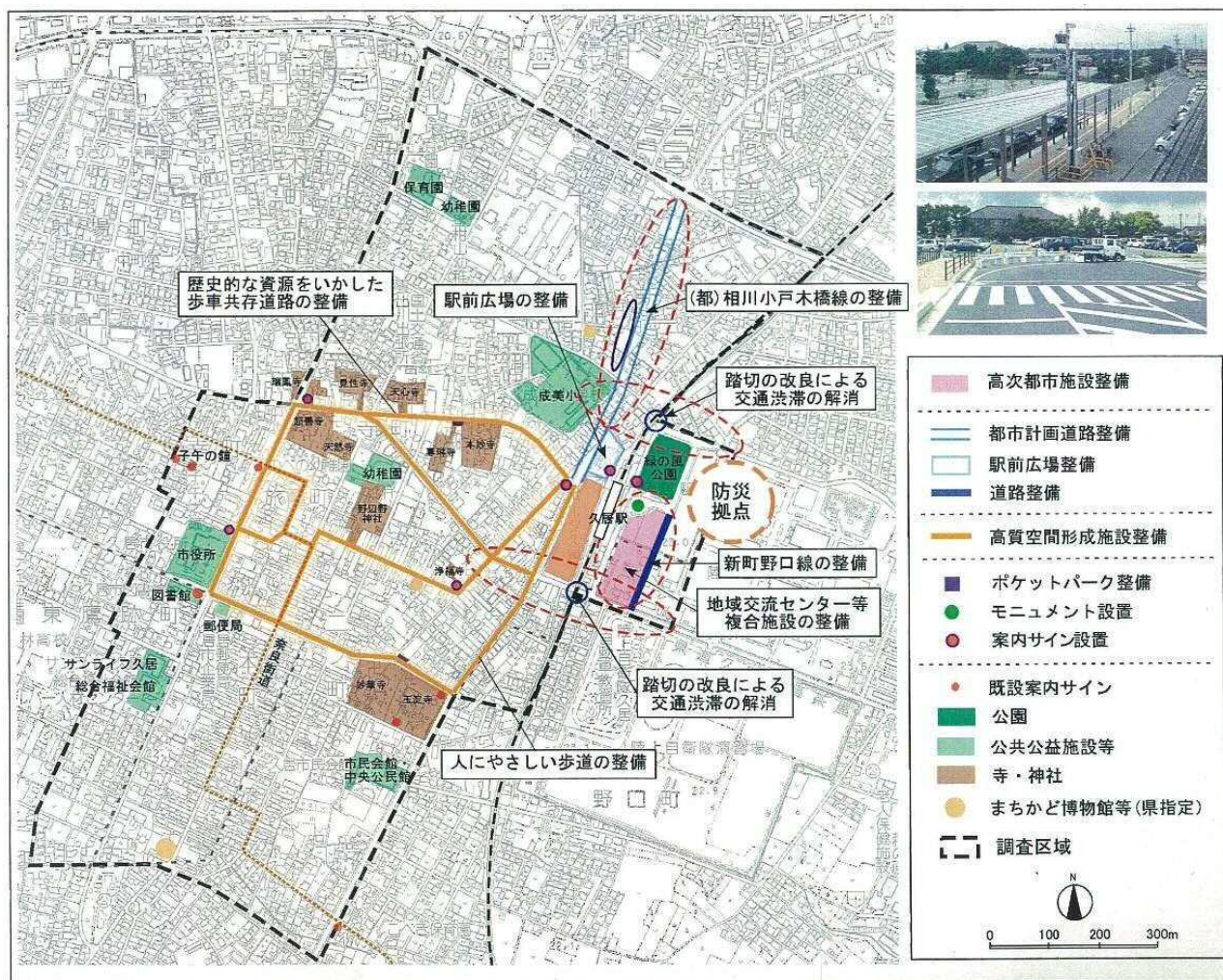
市民の文化・交流拠点の形成

【久居駅周辺地区のまちづくり目標】



【まちづくり計画の整備方針】

- 1 市民の文化・交流活動拠点となる複合施設の整備（自衛隊交換用地の活用）
- 2 駅周辺の円滑な交通ネットワークの形成
- 3 歴史特性をいかした回遊性のある人にやさしい歩行者ネットワークの形成



久居駅周辺地区の整備方針（久居駅周辺地区まちづくり総合支援事業計画）

(2) 合併合意事業（久居駅周辺まちづくり）

平成 18 年 1 月 1 日、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の 10 市町村が合併し、新「津市」が誕生しました。

合併により新津市が誕生する際、合併協議において市町村間の合意事項を本市の施策に引き継ぎ、合併合意事業とすることとしました。

旧久居市からの合併合意事業の 1 つとして、新市まちづくり計画に久居駅周辺地区まちづくり交付金事業を位置付けました。

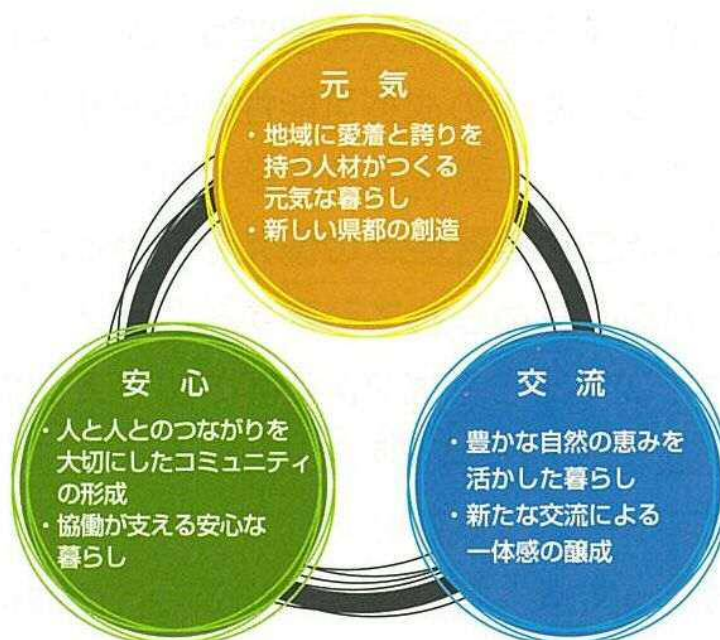
(3) 津市総合計画

平成 20 年 3 月、津市は平成 29 年度までの 10 年間の計画として、市の目指すべき将来像やまちづくりの目標、土地利用の方針等を明らかにする総合計画を策定しました。

【津市の将来像】

環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都

基本理念



【まちづくりの目標】

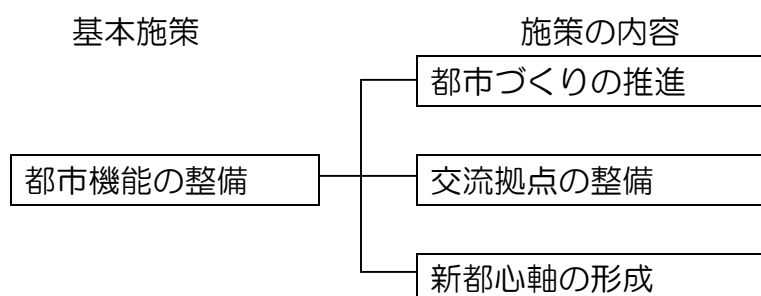
- 1 美しい環境と共生するまちづくり
- 2 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 3 豊かな文化と心を育むまちづくり
- 4 活力のあるまちづくり
- 5 参加と協働のまちづくり

都市ゾーンでは、住宅地とのバランスを図りながら、商業・業務、工業などの産業機能の高度化及び新たな都市機能の誘導を促進するとともに、海などの自然を活かした快適な空間の形成や利便性の高い市街地の整備を基本構想において、進めるとしました。

凡 例	
都市ゾーン	広域連携軸
農住ゾーン	交流拠点 〔都市核・副都市核〕
自然環境共生ゾーン	交流拠点
中心市街地地域	産業拠点
商業集積地域	歴史文化拠点
工業集積地域	レクリエーション拠点
市街地地域	新産業交流拠点
幹線道路	地域拠点
水系軸	レクリエーション施設
JR	インターチェンジ
近鉄	

施策の目標と具体的な事業展開については、基本計画に方向を定めています。基本計画は前期（平成 20～24 年度）と後期（平成 25～29 年度）に分かれており、後期基本計画において、久居駅周辺地区に関する施策については、目標別計画の「活力あるまちづくり」の 1 つ「交流機能の向上」の基本施策「都市機能の整備」の中で位置付けています。

【施策の体系】



施策の内容の中で、「交流拠点の整備」の 1 つとして副都市核の整備があり、以下のように久居駅周辺地区の整備の方向性を示しています。

【副都市核の整備】

副都市核として位置づけられる久居駅周辺地区については、本市南部の玄関口として、地域住民や関係団体等の意見を踏まえ、にぎわい創出と商業の活性化に資する取り組みも含め新たな交流と活力を創出する拠点として、にぎわい性を高めるための副次的な都市機能の整備を進めます。

(4) 津市文化振興計画

津市総合計画におけるまちづくりの施策体系において、文化の振興に関しては、「豊かな文化と心を育むまちづくり」の施策として、文化施設のネットワーク化や機能分担を図りつつ、市民の文化や芸術に対する自主的な活動を促すなど、地域に根ざした個性的な文化・芸術・創作等の環境づくりを進め、文化、芸術活動の充実を図るとしています。

総合計画の考えを踏まえ、本市の文化振興の基本となる計画として、平成 21 年に津市文化振興計画を策定しました。計画期間は平成 21 年度から平成 29 年度の 9 年間としています。

（基本理念）

文化の継承、創造、交流による元気なまち「津」を目指して

(5) 久居東鷹跡町に文化ホールを整備するに至った経過

- ◆平成20年度
 - 民間活力を導入した「久居駅東側周辺地区整備事業」に着手。
- ◆平成21年度
 - 事業優先交渉権者決定し、保健センター併設の「642 席の音楽専門ホール」の整備を提案。
- ◆平成22年度
 - 民間提案事業の地元説明会及び「久居駅東側周辺地区整備事業」ワークショップを開催し、公共施設部会から、文化施設のあり方について、提言書の提出を受ける。
- ◆平成23年度
 - 自治会連合会久居支部から、ワークショップからの提言書を最大限尊重するよう、要望書の提出を受ける。
 - 自治会連合会久居支部役員等への説明会を開催。
- ◆平成24年度
 - 市議会全員協議会に「久居駅東側周辺地区整備事業に係るプロポーザルについて」を協議し、民間提案による整備を断念せざるを得ない旨の報告を行う。同日、自治会連合会久居支部に当該市議会資料を送付。（5月10日）
 - 市議会全員協議会に「久居駅周辺地区のまちづくりビジョンについて」を協議し、市民ホールを久居駅東エリアに整備するプラン A 及び市民ホールを久居東鷹跡町エリアに整備するプラン B を提示。（11月13日）
 - 雨漏り等により、久居市民会館を休館。（1月21日から）
 - 市議会全員協議会に「久居駅周辺地区のまちづくりビジョンについて」を協議し、市民ホールを久居東鷹跡町エリアに整備するプラン B の考え方を基本とする旨を報告。（2月7日）
 - 内容：久居ふるさと文学館と連携した文化・交流活動拠点として、ホールに、住民活動機能、行政機能の一部も併せて配置し、（仮称）津市久居ホールを整備。
 - 平成25年度予算へ文化ホールの整備基本計画策定経費を計上。
- ◆平成25年度
 - 文化ホール整備基本計画への意見を求めるため、地域の文化芸術活動関係者や有識者を中心に組織する「（仮称）津市久居ホール整備基本計画検討委員会」を設置し、検討。

「久居駅周辺地区のまちづくりビジョン」プランの概要

- 1 ポルタひさいの再生
 - ・久居総合支所、津南工事事務所、久居保健センターを整備
 - ・ポルタひさいふれあいセンターは廃止し、住民活動支援機能を久居東鷹跡町エリアに一元化
- 2 久居駅東エリアの事業
 - ・駅前公園広場、市道新町野口線、駐車場等の整備
- 3 久居東鷹跡町エリアの事業
 - ・市民ホール整備（久居ふるさと文学館と連携した文化・交流活動拠点として）
 - ・ポルタひさいふれあいセンターと同様の住民活動支援機能を併せて整備
 - ・久居庁舎（南庁舎を含む）の解体

2 国の文化芸術政策

(1) 文化芸術振興基本法

平成 13 年 12 月に施行された法律であり、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するために制定されたものです。

第 2 条の基本理念は以下のようになっています。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

第 3 項には、「国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」とあり、地域の人々の文化芸術に関する権利に対する施策という位置付けがあります。

また、第 6 項には、「各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術

の発展が図られなければならない。」とあり、本市の独自性ある文化芸術の創造と発信が求められています。

(2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律*

*：本基本計画では省略して「劇場法」という表現を使用しています。

ア 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成 24 年 6 月に施行された法律で、「文化芸術振興基本法」の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため制定されました。

そして、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るとされています。

この法律での定義は以下のようになっています。

「劇場、音楽堂等」

文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものをいう。

「実演芸術」

実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとされています。

- 1 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 2 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 3 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 4 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 5 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 6 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 7 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 8 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

また、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、上記の事業を、「それぞれの実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。」とされています。

イ 劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針

平成 25 年 3 月に文部科学省告示として施行されたもので、劇場法に基づき、設置者又は運営者が、実演芸術団体等、国及び地方公共団体並びに教育機関等と連携・協力しつつその設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業を進める際の目指すべき方向性を明らかにすることにより、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ろうとするものです。

指針の前文では、劇場、音楽堂等は「新しい広場」として地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能が期待されているとされており、本施設の基本理念の 1 つである「地域再生と活性化」を実行する機能の必要性が示されています。

〈前文の抜粋〉

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、また、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることをできる心豊かな生活を実現するための場として、また、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や、国際化が進む中で国際文化交流の円滑化を図り国際社会の発展に寄与する「世界への窓」になる役割も期待されており、国民の生活においていわば公共財ともいえるべき存在である。また、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、新たに創り続けていくことが求められる。

また、指針には、設置者又は運営者の取組みに関する事項として以下の事項が記載されています。

1 運営方針の明確化に関する事項

- 2 質の高い事業の実施に関する事項
- 3 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項
- 4 普及啓発の実施に関する事項
- 5 関係機関との連携・協力に関する事項
- 6 国際交流に関する事項
- 7 調査研究に関する事項
- 8 経営の安定化に関する事項
- 9 安全管理等に関する事項
- 10 指定管理者制度の運用に関する事項

上記には、質の高い事業の実施や専門的人材の養成・確保など、本市の文化施設では従来あまり取り組んでいない事項があり、今後の取り組みに当たっては、上記 5 に示されている「関係機関との連携・協力」が有効であると考えられます。

5 関係機関との連携・協力に関する事項

設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の活性化を図るため、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等、教育機関等との連携・協力を積極的に進め、当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性に留意しつつ、長期にわたり相互に利点を享受できる効果的な連携・協力関係を構築するよう努めるものとする。

(以下略)

(劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針から)

3 現状と課題

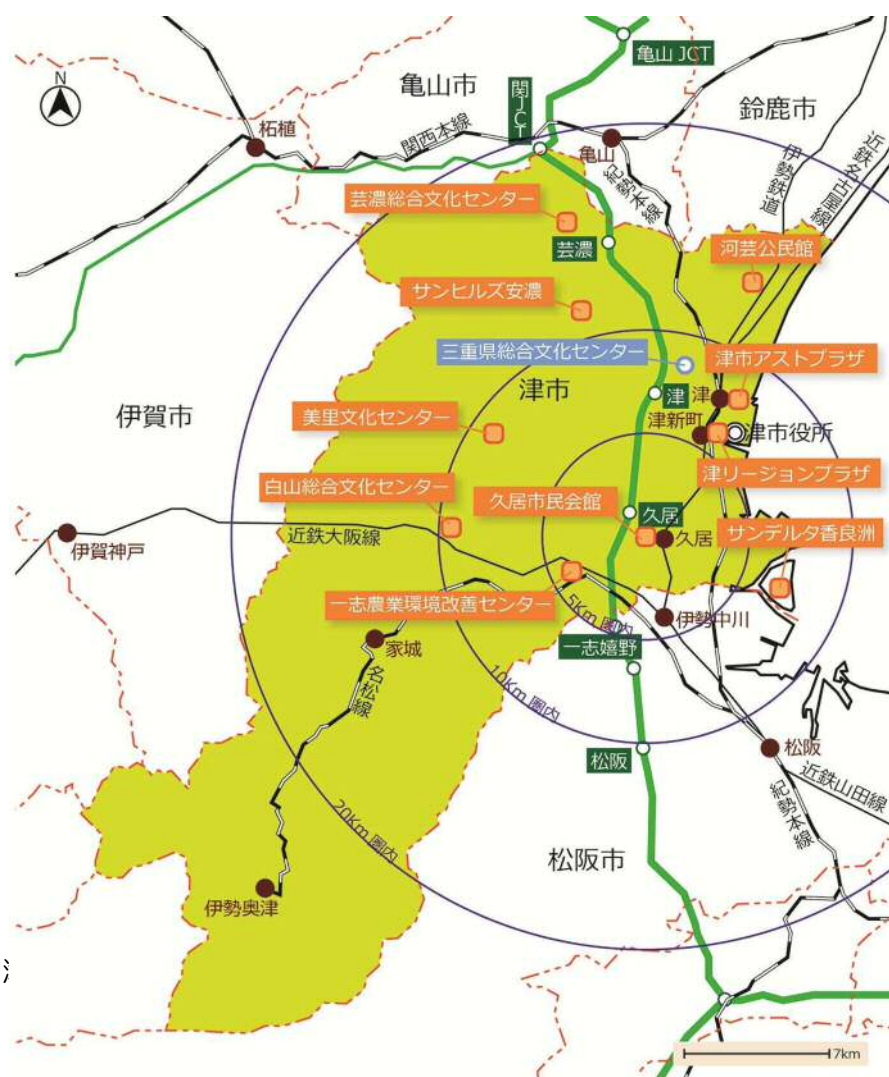
(1) 文化振興上の現状と課題

現在、津市のホール施設は、久居市民会館が休館中となっていますが、平成26年度に開館する美杉総合文化センターを含め11施設となります。

平成18年の市町村合併により、それまで合併前の自治体が、その規模や状況に応じて整備した施設が持ち寄られた形で、各地域の事情や利活用の状況もそれぞれで、利用率も低いところもあり、これらの施設の管理運営と併せ、利活用による新たな文化振興事業の検討など、企画運営を考えていくことが必要です。

こういったことから、劇場法施行後の施設整備として、この法律に基づいた新たな施設整備としての取り組みを目指します。

各施設の利活用の状況は、次頁のとおりです。



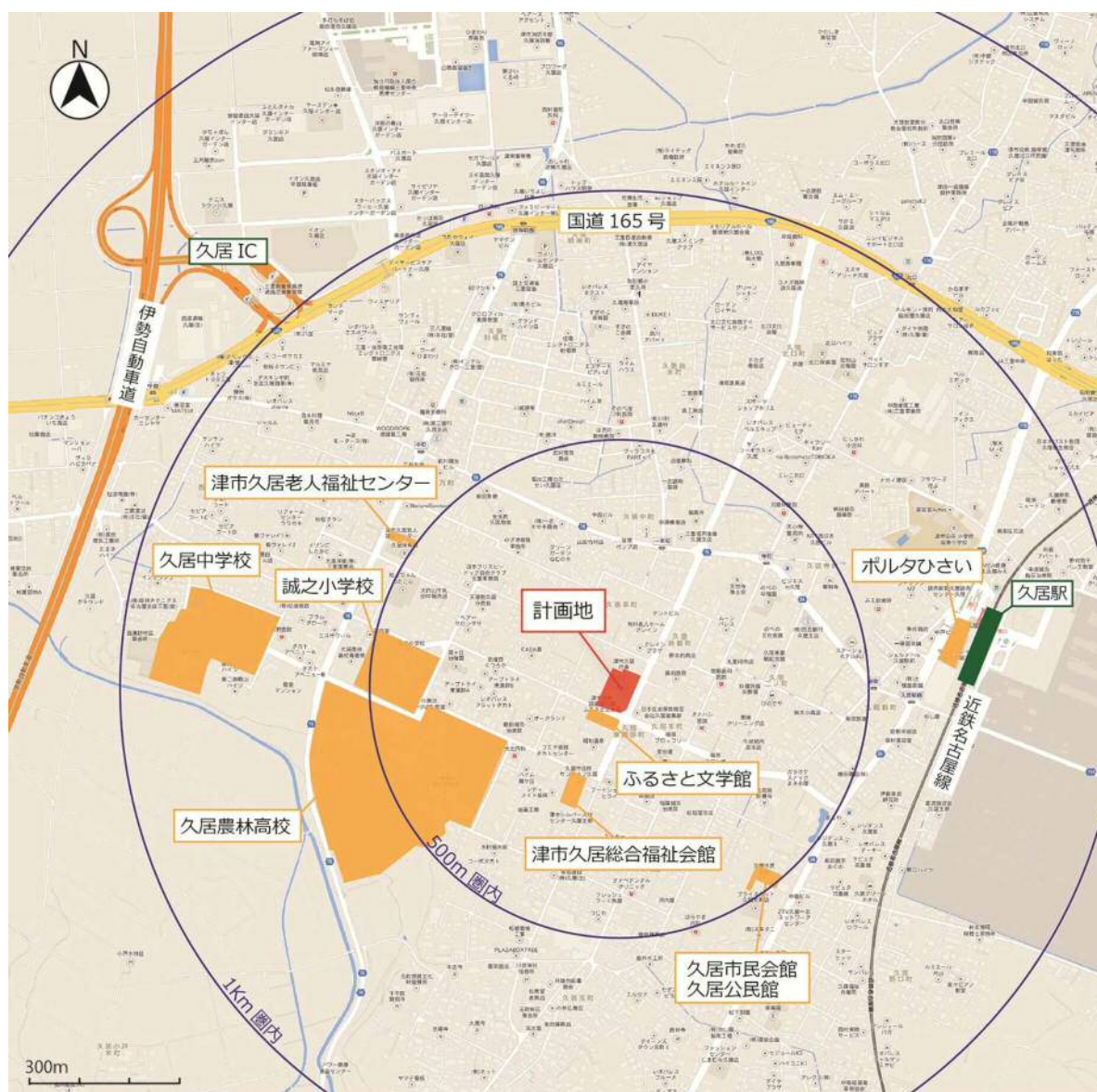
市内ホール利用率・利用内容・入場者数（平成 24 年度実績）

	利用率			利用内容・入場者数							
	開館 日数	利用 日数	利用率 (%)	音楽	(内 カラ オケ)	演劇	講演会	舞踏	大会 ・ 式典	その他	合計
	平日 土日祝日	平日 土日祝日	平日 土日祝日	公演回数 (回)	公演回数 (回)	公演回数 (回)	公演回数 (回)	公演回数 (回)	公演回数 (回)	公演回数 (回)	公演回数 (回)
	全体	全体	全体	入場者数 (人)	入場者数 (人)	入場者数 (人)	入場者数 (人)	入場者数 (人)	入場者数 (人)	入場者数 (人)	入場者数 (人)
津リージョンブ ラザ	168	100	59.5	86	26	5	27	8	10	18	154
お城ホール (600 席)	114	112	98.2								
	282	212	75.2	25528	10900	1020	8660	2840	2680	6424	47152
アストプラザ	220	139	63.2	48	1	0	80	4	47	53	232
アストホール (270 席)	110	96	87.3								
	330	235	71.2	5023	200	0	10275	370	6060	3958	25686
久居市民会館 (平成 25 年 1 月休館)	205	27	13.2	5		7	3	4	1	1	21
大ホール (983 席)	94	28	29.8								
	299	55	18.4	3440		5245	2300	2212	100	421	13718
河芸公民館	242	31	12.8	19	2	2	7	0	13	0	41
大ホール (500 席)	117	35	29.9								
	359	66	18.4	4865	745	600	1450	0	4042	0	10957
芸濃総合文化セ ンター	178	50	28.1	14	11	0	13	1	9	5	42
市民ホール (443 席)	102	49	48.0								
	280	99	35.4	3520	3300	0	3050	180	3240	3770	13760
美里文化センタ ー	243	147	60.5	13	2	2	23	3	8	196	245
文化センター (332 席)	114	55	48.2								
	357	202	56.6	2388	278	539	2509	368	1077	15369	22250
サンヒルズ安濃	174	28	16.1	13	4	0	19	0	6	7	45
ハーモニーホー ル (596 席)	113	44	38.9								
	287	72	25.1	4222	1500	0	5842	0	1900	3176	15140
サンデルタ香良 洲	244	135	55.3	14	0	0	17	42	10	61	144
多目的ホール (400 席)	101	31	30.7								
	345	166	48.1	3748	0	1128	1683	1348	665	6803	15375
一志農業環境改 善センター	246	196	79.7	7	0	3	7	0	10	23	50
多目的ホール (360 席)	113	49	43.4								
	359	245	68.2	1985	0	695	795	0	2770	4742	10987
白山総合文化セ ンター	168	52	31.0	18	1	6	15	3	3	15	60
しらさぎホール (592 席)	114	58	50.9								
	282	110	39.0	7222	592	769	4951	1287	1304	4309	19842

(2) 地域（エリア）の現状と課題

計画地は、久居駅から西側 1km 圏内（徒歩 10 分程度）に位置しています。伊勢自動車道久居インターチェンジからも約 1km 程度の距離にあり、国道 165 号も近いため遠方からのアクセスが良い場所です。

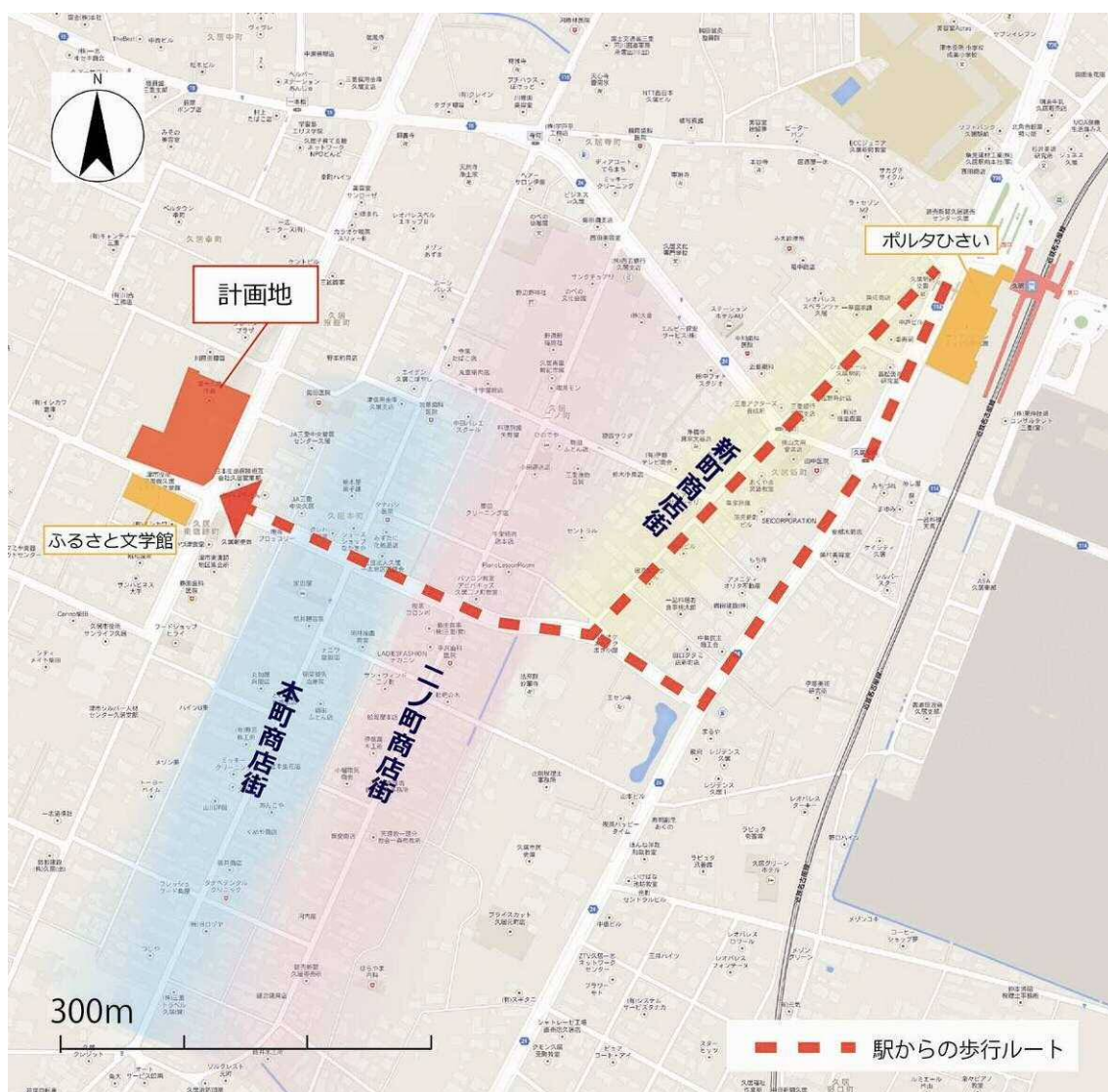
また、津市コミュニティバスの発着地点でもあるため、久居地域内からのアクセスもしやすい場所です。



計画地周辺の現状

久居駅から本計画地へのアクセスの途中には、本町商店街、二ノ町商店街、新町商店街という古くから商店街が存在し、計画地のある久居東鷹跡町エリアは旧久居市時代の行政の中心地区であったため、にぎわいのある地域でした。しかし、時代の流れと共に商店街は衰退傾向にあり、現在は空き店舗が目立っています。

本計画施設は、誰もが気軽に訪れることができる文化ホールとして、日常的な市民活動の場としての地域の交流拠点としても整備することとし、地域再生と活性化の起爆剤となることを目指しています。



久居駅から計画地へのアクセス

4 整備にかかる諸条件

(1) 整備用地に関する諸条件

ア 公有地の範囲

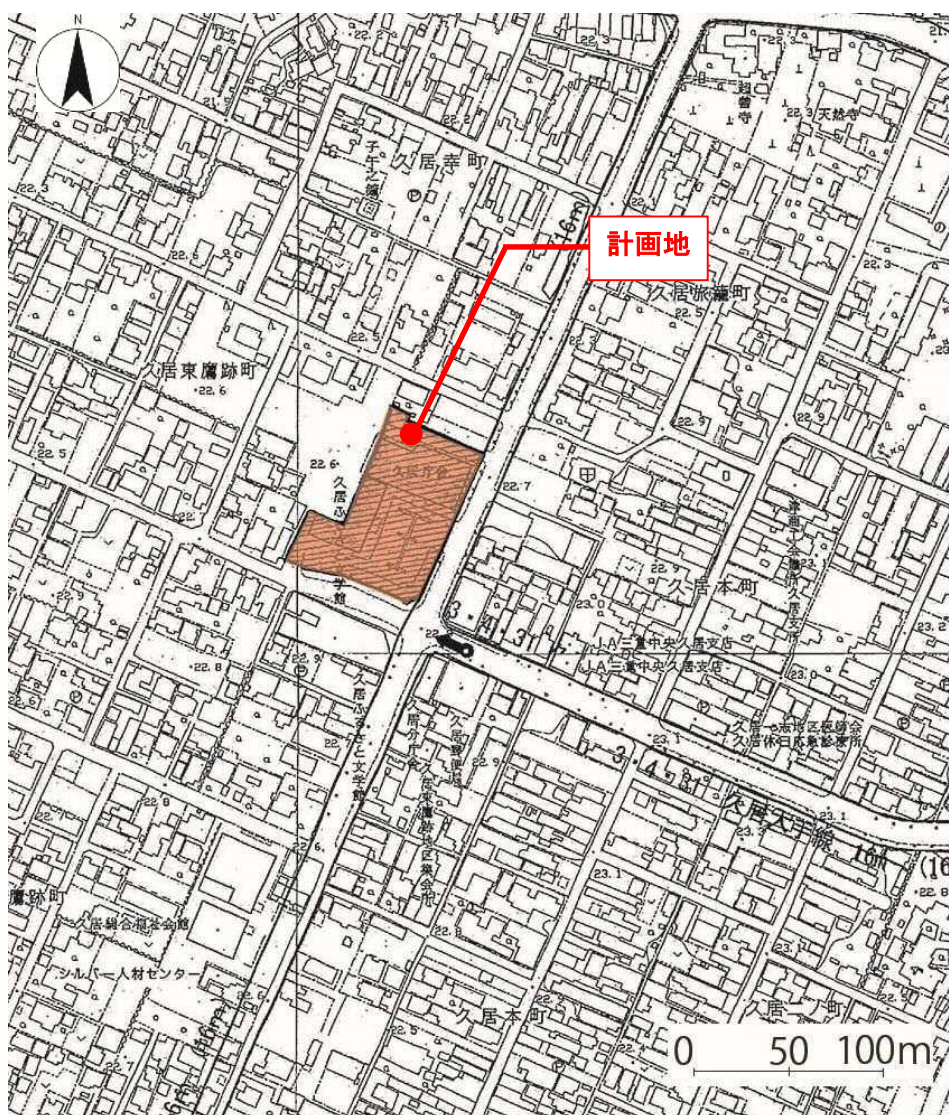
本計画敷地は以下に示すとおりです。

地名地番：三重県津市久居東鷹跡町 246 番 他 9 筆

敷地面積：約 5,500 m²（公簿面積：5,770.55 m²）

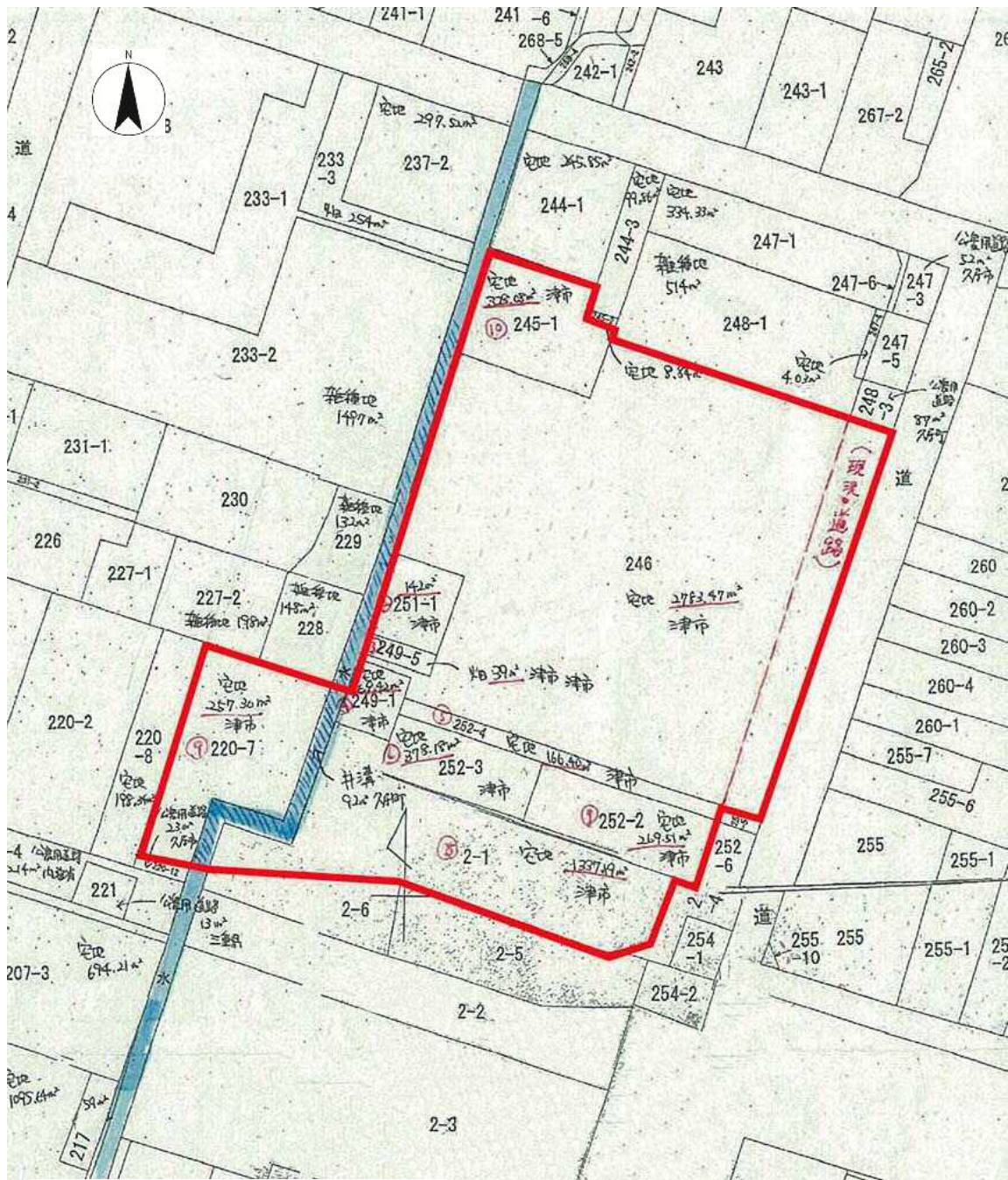
接道条件：東側 都市計画道路 16m（上浜・元町線）

南側 市道本町西鷹跡町線



位置図

公有地の範囲を下図に示します。



公図（公有地の範囲を示す）

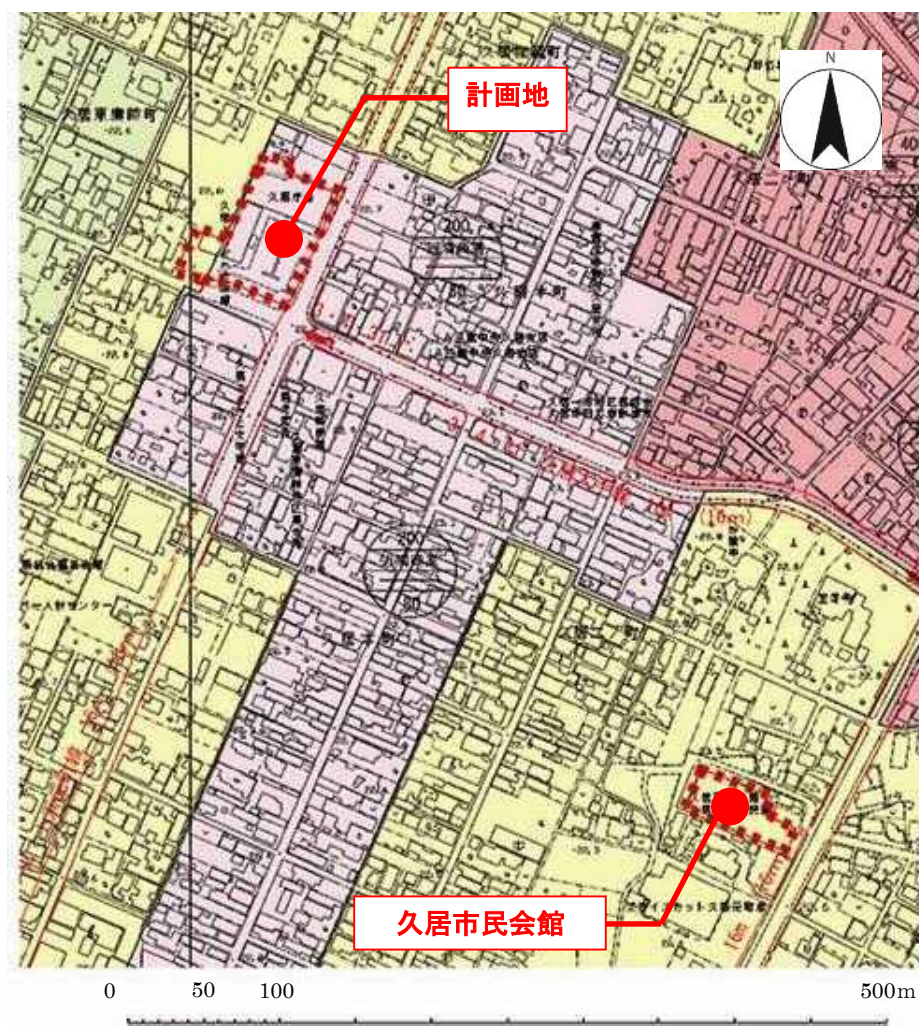
イ 都市計画法等の条件

＜用途地域＞

本計画地は、大部分が近隣商業地域に指定されており、一部第 1 種住居地域に指定されています。指定建ぺい率、容積率は以下のとおりです。

- ・ 建ぺい率：近隣商業地域 80%、第 1 種住居地域 60%
- ・ 容 積 率：近隣商業地域 200%、第 1 種住居地域 200%

本計画地に建設可能な用途は、過半である近隣商業地域の規制によるため、劇場や演芸場、観覧場等の建設が可能です。



凡		第 2 種中高層住居専用地域		近隣商業地域
例		第 1 種住居地域		商業地域

＜日影規制について＞

住宅における日照を確保するため、昭和 52 年の建築基準法の改正により定められています。

計画地の建築基準法による日影規制は、次のとおりです。

用途地域	対象建築物	測定位置	日影規制時間	
			敷地境界線から 5m	敷地境界線から 10m
近隣商業地域 第一種住居地域	高さ 10m 超の建築物	平均地盤面から 4m	5 時間以内	3 時間以内

ウ 駐車場附置義務

計画地の用途地域が、近隣商業地域に属するため、「津市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」が適用されます。

＜適用となる建築物＞

区 分	対象面積
(1) 建築物の特定用途に供する部分の床面積	区分(1)と(2)の合計が 1,000 m ² を超える面積
(2) 建築物の非特定用途に供する部分の床面積の 2 分の 1 の面積	

特定用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

非特定用途：特定用途以外の用途

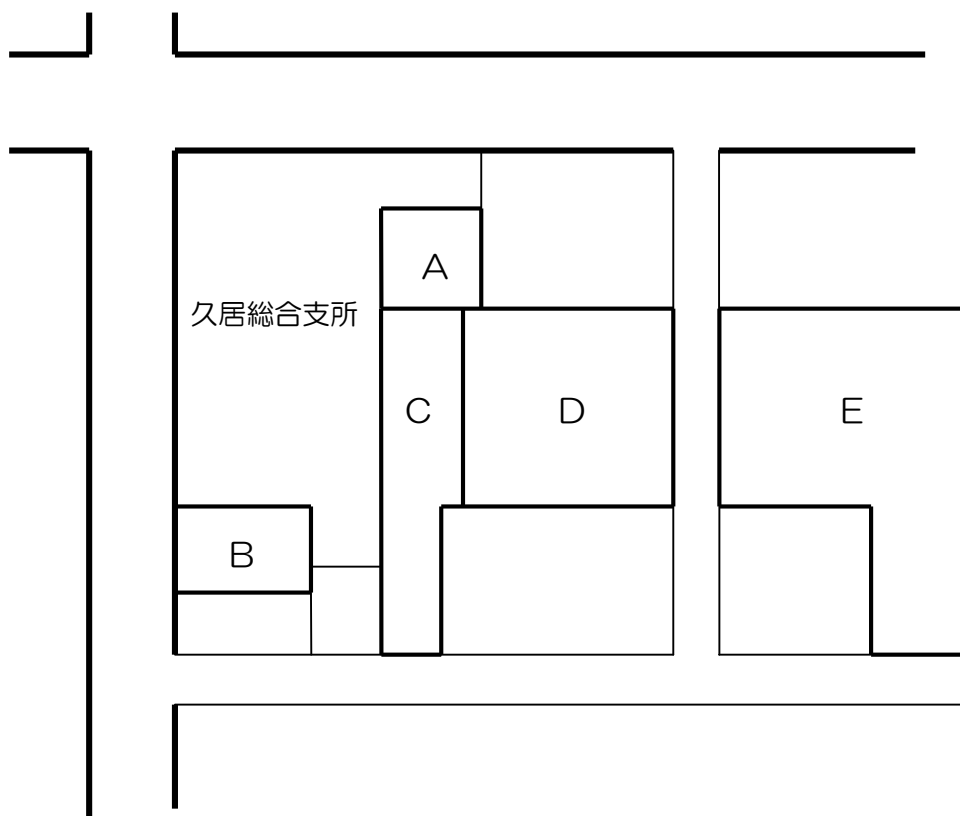
工 現借用地駐車場

計画地である現在の久居総合支所では、敷地周辺に駐車場を借用しています。その状況を整理します。

久居総合支所駐車場借地状況及び試算

- ・土地所有者数：5名（A～E）
- ・借地面積（登記簿）：約 5,500 m²
- ・駐車可能台数：245 台
- ・借地料（平成 25 年度）：約 12,000,000 円
- ・土地価格（近傍類似公表価格等を参考）：約 60,000 円
- ・用地買収予定価格： $5,500 \times 60,000 = 330,000,000$ 円 ①
- ・用地測量費：約 6,200,000 円 ②
- ・土地鑑定料：約 5,800,000 円 ③
- ・駐車場整備費（概算）：30,000,000 円 ④
- ・買収に伴う経費（①＋②＋③＋④）：372,000,000 円
- ・買収費と借地料の比較： $372,000,000 \div 12,000,000 \div 31$ 年分

・位置図



オ 駐車場の必要性

これまでも、久居市役所として、合併後は久居総合支所として、職員及び公用車駐車場として、借地を続けてきたことで借地料を支払ってきました。

（仮称）津市久居ホール整備にあたり、一度に多くの市民が集まる施設となるため、駐車場の確保は極めて重要な課題であり、現在借地している用地等は駐車場用地として必要です。

仮に現在借地している用地を買収し駐車場整備を行った場合にかかる費用は、現在と同様の条件にて駐車場用地の借地を継続した場合の借地料の約31年分に相当します。施設の存続期間中は、駐車場は必要となるため、確実な駐車場確保の方法として、駐車場用地を買収して進めます。

(2) 市の健全な行財政の確保

厳しい財政事情の中、公共施設の建設整備は、本当に必要なものを効果的かつ効率的に整備する必要がある、公共施設として十分な利活用が見込める整備となり得るのかを見極めることも重要です。

また、施設の維持管理費についても、整備後の負担が極力少なくなるよう、十分に検討することも必要です。

こういった意味からも、「公共施設として、根拠のない、または根拠に乏しい、過大な施設は造れない」ということを基本に、利活用計画による施設整備を行うことにより、市の健全な行財政を確保することも条件とします。

5 整備基本計画策定手法

上位計画に基づいたまちづくりプランの方針による整備を行うに当たり、当市の現状と課題、劇場法などの法律の趣旨なども考慮して、文化ホール等の施設を活用した新たな文化振興施策モデルの検討として、整備基本計画検討委員会を設置し、市民の意見を聞き、計画検討を実施してきました。

今後は、この基本計画に基づいた基本設計においても、引き続き市民からの意見を聞き、その後の実施設計及び建設工事を円滑に推進し、一刻も早い完成と、たくさんの市民が集い、市民が誇りに思う施設とすることを目指します。

平成 25 年度に開催した（仮称）津市久居ホール基本計画整備基本計画検討委員会の開催状況を示します。

（仮称）津市久居ホール整備基本計画検討委員会概要

	日時	場所	内容	参加者数
第 1 回	6 月 24 日(月) 10:00~12:00	津市役所本庁舎 4 階庁議室	1.会長の選出について 2.検討委員会について 3.建設予定地の概要について 4.今後の進め方について 5.各委員からの意見など	12 名
第 2 回	8 月 1 日(木) 8:00~19:30	長久手市文化の家 武豊町民会館	施設概要説明 施設見学 ディスカッション	13 名
第 3 回	8 月 21 日(水) 13:30~16:00	久居総合支所 南庁舎 3 階 301・302 会議室	1.地域ホールの現状について 2.津市及び三重県内のホールの状況について 3.(仮称)津市久居ホール整備に関する意見交換 4.今後の検討委員会の進め方について	13 名
第 4 回	10 月 8 日(火) 14:00~16:30	久居総合支所 南庁舎 3 階 301・302 会議室	1.グループワーク 「3 つの施設機能について考えよう！」 2.グループワーク発表・ディスカッション	13 名
第 5 回	10 月 30 日(水) 14:00~17:00	久居総合支所 南庁舎 4 階 401・402 会議室	1.第 4 回までのご意見・ご質問に対する回答 2.ホール整備に関して 3.市内のホール活用の考え方について 4.グループワーク「ホール機能について考えよう！」 5.グループワーク発表・ディスカッション	13 名
第 6 回	11 月 25 日(月) 14:00~16:40	久居総合支所 南庁舎 4 階 401・402 会議室	1.グループワーク「3 つの施設機能を整理しよう！」 2.グループワーク発表・ディスカッション	13 名

	日時	場所	内容	参加者数
第7回	12月26日(木) 13:30~16:40	久居総合支所 南庁舎 4階 401・402 会議室	1.ホール運営に関して 2.グループワーク 「施設全体の年間プログラムを考えよう!」 3.グループワーク発表・全体ディスカッション 4.住民ヒアリング（アンケート）の実施について	14名
第8回	1月27日（月） 13:30~16:15	久居総合支所 南庁舎 3階 301・302 会議室	1.住民ヒアリング（アンケート）結果の報告 2.（仮称）津市久居ホール整備基本計画（案）について	12名
第9回	2月10日（月） 15:00~16:40	久居総合支所 南庁舎 3階 301・302 会議室	1.（仮称）津市久居ホール整備基本計画（案）について 2.意見書の提出について	12名
第10回	3月31日（月） 13:30~（予定）	久居総合支所 南庁舎 3階 301・302 会議室	1.（仮称）津市久居ホール整備基本計画について	名

＜住民ヒアリング（アンケート）について＞

（仮称）津市久居ホール整備基本計画検討委員会における検討の参考とするため、住民ヒアリング（アンケート）を平成26年1月10日から3月末をめぐりに実施しました。第1次締切を1月20日とした回答数等は、参考資料として、添付していますが、最終締め切りまでの回答を含めて集約の上、今後の施設検討に活用していきます。

第3章 求められる機能及び事業のあり方

1 機能別の整備方針

(1) 基本的な考え方

基本理念で掲げている「実演芸術の振興」を図る上で、相互に関連する「独自性ある文化芸術の創造と発信」を主に推進できる機能整備として、ホール機能、文化創造活動機能、情報発信機能を充実させ、「地域再生と活性化」を主に実現させるものとして、展示機能、市民文化芸術活動支援機能、市民団体活動支援機能、行政、窓口機能、交流・広場機能を充実させて、これらの機能により、「学びと交流」が推進できる機能整備とします。

なお、各機能空間の有効利用を図るため、多機能の兼用を考慮し、施設全体規模が大きくなり過ぎないようにします。

また、多くの利用が促進できるよう、駐車場を整備します。

ア ホール機能（ホール）

多様なジャンルに対応し、市民に質の高い舞台公演の提供を可能とするため、舞台機構、舞台音響設備、舞台照明設備を充実させ、プロの公演に十分に対応できるホールを整備します。

また、市民の各種発表会や集会など多様な利用に対応するため、多目的に利用できるホール機能として、可変性についても考慮します。

なお、ホール規模については、市民の利用を最優先にすることから、現段階では、座席数は、300～1,000席として、今後の利用方法、市全体の文化施設を活用した文化振興施策の展開なども考慮する中で、市民の皆さんの意見も聞いて、決定していきます。

イ 文化創造活動機能（練習場、創造工房）

文化芸術活動の練習、創造に必要な機能として、普段の活動規模や内容に合わせ、十分活用できる、リハーサル室を兼ねた練習場を設けます。

また、市民の美術・工芸の創造活動に対応するため、創造工房を設けます。

地域の文化芸術団体等の日常的な利用により、にぎわいづくりにも貢献します。

ウ 展示機能（展示ギャラリー）

市民の美術・工芸作品の発表の場を提供する機能として、展示ギャラリ

ーを設け、日常的なにぎわいづくりや市民の交流を推進します。

なお、津市美術展覧会等の大規模な催しを可能とするため、他の機能との空間兼用を含めて今後検討していきます。

エ 市民文化芸術活動支援機能（体験交流室）

文化施設が担う、人と情報の交流が図れるなど、地域の文化芸術団体活動が支援できる機能とします。

オ 市民団体活動支援機能（市民活動室）

市民のまちづくり活動の拠点として、自治会、NPO等の市民団体が、会議等のできる市民活動室を設けることで、地域再生、活性化に向けた市民の自主的な活動を支援します。

カ 情報発信機能（情報ラウンジ）

文化芸術に関する幅広い情報を収集し、市民へ提供するとともに、施設での創造活動の成果を広く発信します。市民が気軽に立ち寄れる場所に情報ラウンジを設け、図書やパソコンの設置を検討します。

キ 交流・広場機能（ロビー等）

市民の創造・鑑賞・交流・情報収集発信施設として、多くの人が長時間または、何度でも訪れる施設とするため、ロビー等の空間を明るく開かれたものとし、文化芸術により活力を得られる場所とします。

また、施設周辺にはふるさと文学館など市民が気軽に利用する公共施設もあり、歴史や自然にふれあいながら散歩する途中の休憩場所としても利用でき、市民が気軽に立ち寄り、飲食や情報交換や交流ができる、親しみのある憩いの場となるよう、外部空間も含めた広場機能を充実させます。

ク 行政、窓口機能（事務室）

市民参加と市民サービスの向上、促進を目指し、事務・管理機能と併せて、事務室内に総合支所のサテライト機能や自治会等の市民団体の活動に伴う行政機能を設けます。

ケ 駐車場

駐車場の現状は、過去から借地利用してきた経過ですが、多くの市民が訪れる憩いの場を目指した施設であり、駐車場用地を買収し駐車場を確保します。

2 事業別の実施方針

(1) 基本的な考え方

基本理念である「実演芸術の振興」を図る上で、相互に関連する「独自性ある文化芸術の創造と発信」を主に推進する事業として、創造事業、鑑賞事業、国内・国際交流事業、情報発信事業を、「地域再生と活性化」を主に推進する事業として、普及育成事業、協働事業、貸館事業を実施します。また、これらの事業により、「学びと交流」を推進します。

ア 創造事業

本市の特性を活かした独自性のある自主企画の立案により、主体的に実演芸術公演等を制作します。制作に当たっては、実演芸術団体、市内外の劇場・音楽堂等、大学等と連携することにより、質の高い作品を目指します。

イ 鑑賞事業

多くの市民がすぐれた実演芸術等に触れられるよう、民間の専門家やプロモーターとの連携方法を模索し、確立して、質の高い鑑賞事業を推進します。

ウ 普及育成事業

学習と交流をコンセプトにした講座、教室及び舞台ワークショップ事業などを実施し、市民への文化芸術の普及と人材育成を推進すると同時に文化芸術による地域活性化につなげます。

また、地域の小中学校などと連携し、アウトリーチ事業を実施するなど、次世代育成に取り組めます。

エ 協働事業

久居駅周辺地区の地域再生・活性化に取り組むため、事業実施にも市民参加を取り入れ、協働により文化芸術によるまちづくりを推進します。

市民と行政、教育機関、企業等、産学官民が事業企画の連携を図り、学校や企業に蓄積された人材や技術が生かせるようにします。

オ 国内、国際交流事業

国内外の優れた芸術や芸術家の紹介、在住の外国人との交流など、異文化との出会いを推進します。

カ 貸館事業

各種機能空間を貸し出し、広い分野における文化活動の創造・発表の場を提供します。

市民が文化芸術に触れ合う機会となる活動を推進し、企業の文化芸術活動の発表の場としての活用や学校の文化芸術活動の発表の場としての活用など、多様な創造活動の場としての活用を促進することで、地域の交流の輪を広げ、地域活性化につなげます。

キ 情報発信事業

市民の芸術活動の推進と施設の利活用を促進するため、独自性ある文化芸術の創造事業などの情報発信を推進します。

第4章 施設の管理運営のあり方

基本理念である「実演芸術の振興」、「独自性ある文化芸術の創造と発信」、「地域再生と活性化」、「学びと交流」を推進するための施設管理運営のあり方を整理します。

1 基本的な考え方

基本理念を進めるためには、単に施設を建設するだけでなく、ソフト事業を推進する体制が不可欠です。つまり、施設のハードの管理とソフト事業の運営が可能な施設管理運営体制が求められます。

ハード管理に関しては、舞台機構等の特殊な設備を備えた施設であるため、利用者の安全を守るためには、専門の技術者を含めた管理体制が必要です。一方、ソフト事業の運営については、すぐれた専門家の存在も重要です。基本理念である「独自性ある文化芸術の創造と発信」を実現させるためには、文化芸術に精通した専門スタッフの存在が必要であり、「地域再生と活性化」を実現させるためには、市民、企業、学校など地域の多様な主体をコーディネートする能力が求められます。また、市民の意向を施設運営に反映させるため、市民参加を促進することも有効な方法となります。そして、ハードとソフトが上手に機能しあってこそ相乗効果を発揮し、すぐれた管理運営体制が構築できると考えます。

このように、専門性をもち質の高い施設管理運営により、「学びと交流」を推進し、総じて「実演芸術の振興」を図ります。

2 施設管理運営手法

本施設は、公の施設と位置付けられることから、その管理運営に関しては、本市の直営とするか、指定管理者による管理運営とするかを選択することになります。

創造事業等を実施するには、専門人材の養成や確保が必要となるため、他のホールや大学等との連携や協力を促進します。

また、本施設は、地域再生・活性化を目指しているため、市民の意向を施設運営に反映させる必要性から、何らかの形で市民参加の体制をとります。

市民参加の方法として、施設運営者側が主導しながら市民が参加する段階、施設運営者と対等な関係で協働して事業を実施する段階、民間非営利団体などが施設運営者になる段階が考えられます。今後、設計から建設段階を経て、市

民参加の成熟度に応じて設定されることとなります。

どのような管理運営体制であっても、ハード管理に関する専門性、ソフト事業に関する専門性が必要となります。

3 施設管理運営の課題

(1) 直営の課題

施設管理運営を市が直営する場合、ハード管理とソフト事業のそれぞれの専門性が必要となります。舞台機構等の特殊な技術に関しては専門業者に委託することができますが、ソフト事業に関しては専門性をもった職員の配置が必要であり、創造事業を推進するための職員と地域協働をコーディネートする職員が求められます。しかし、専門性をもった市職員を継続して配置することは困難です。

そこで、持続的に専門性を確保するため、指導的立場で芸術監督やコーディネーターを外部に依頼することが考えられます。

(2) 指定管理者制度の課題

文化芸術に関する専門性を指定管理者に頼ろうとする姿勢は、市の文化芸術に関する専門性を低下させることになり、質の高い事業を実施できるすぐれた指定管理者を選定したり、すぐれた事業実施を評価したりできず、効率性のみで評価しがちになります。

すぐれた実演芸術の公演の制作や人材の養成や確保には一定期間を要するという劇場、音楽堂等の特性があるため、指定管理期間を長期に設定する必要があります。また、指定管理者が継続されない場合、地域交流の継続性やノウハウの蓄積が困難となりますので配慮が必要です。

(3) 市民参加の課題

市民の意向を反映させるために市民参加は有効な手段ですが、参加者の意見が即市民の意見という訳ではありません。全市民の理解の上で成り立つものであり、参加する市民の活動については常に公開されたものでなくてはなりません。また、文化芸術分野や地域活性化などは、専門的な知識や状況把握がないと判断できないため、参加者には十分な学習機会を提供し、様々な意見を把握し理解してもらうことが重要です。

施設管理運営に市民参加を導入するためには、常に情報を公開しつつ、長期的に市民を育成していくことが大切であり、そのためのコーディネーターが必要となります。

以下に管理運営体制の問題点と解決方法を整理します。

	市直営	指定管理者（民間企業）	指定管理者（NPO）
ハード 管理	市職員が管理 専門性の高い部分を 委託	専門性の高い指定管理者 （民間企業）が管理	市民（NPO など）が管理 専門性の高い部分を委託
ソフト 事業	市職員が専門性をも ち事業実施 市と市民との協働体 制	専門性の高い指定管理者 （民間企業）が事業実施 指定管理者（民間企業） と市民との協働	専門性をもった市民 （NPO など）が事業実施
考えら れる問 題点	市が専門性の高い職 員を採用し長期間配 属させる必要がある。	短期間の指定管理では市 民との協働体制が構築し にくい。 ノウハウが施設に蓄積さ れにくい。	市民（NPO など）が専門 性をもつことが困難。
考えら れる解 決方法	ソフト事業の専門性 を確保するため、外部 から芸術監督等を招 く。 専門性をもった NPO 等との協働により持 続的な事業実施体制 を確保する。	指定期間を長期とする。 指定管理者とは別に、市 が芸術監督や市民コー ディネーターを依頼する。	ソフト事業の専門性を確 保し人材育成をするた め、指定管理者とは別に、 市が芸術監督等を依頼す る。

第5章 整備計画及び整備資金、スケジュール

1 整備計画

整備計画案を作成するに当たっては、平成 25 年 11 月 25 日に開催された（仮称）津市久居ホール整備基本計画検討委員会の施設構成の検討をもとに想定し、課題を整理します。

(1) 検討委員会の模型検討

検討委員会では、2 つのグループに分かれて、3 つの施設機能（①ホール機能 ②住民活動支援機能 ③行政窓口機能）について敷地条件を意識して模型を使って施設構成案を提案しました。A グループからは 2 案、B グループからは 3 案の提案があり、以下に示します。

〈A グループ〉

【A-1 案】

A 案（400 席～800 席）  ホール機能 800 席 (可変で 400 席) 住民活動支援機能 1,000 m² (500 m² 2 階建) (エントランスとギャラリーの共有) 行政窓口機能 1,000 m² (500 m² 2 階建) 観光バス 6 台程度停車	・ホール客席は最低 800 席とし可動で 400 席にも対応 ・大型バスが停車可能なスペースの設置
---	--

【A-2 案】

 ホール機能 900 席 (可変で 500 席) 土地拡張 住民活動支援機能 1,200 m² (600 m² 2 階建) エントランスとギャラリーの共有) 行政窓口機能 1,000 m² (500 m² 2 階建) 観光バス 6 台程度停車	・ホール客席は 900 席とし、可動で 500 席にも対応 ・大型バスが停車可能な通路スペースの設置 ・敷地を北側に拡張
---	--

〈Bグループ〉

【B-1 案】

	・ホール客席 600 席 ・ホワイエ（2 階）とギャラリー（1 階）を兼用することも検討 ・ギャラリーを回廊のように配置
---	--

【B-2 案】

	・ホール客席 900 席（客席数を重視） ・ふれあい通路を設けることで各場所へアプローチしやすいように配置
--	--

【B-3 案】

	・ホール客席 300～600 席 ・芝生広場を設け、図書館に対してオープンな配置 ・敷地のゆとりを確保 ・舞台を北側に配置
---	--

A-1 案と B-1 案は敷地条件を意識してバランスを考えた構成案とし、ホール客席数は 600～800 席程度としています。

A-2 案と B-2 案は、要求機能を可能な限り配置しようとの考えで提案されたもので、ホール規模は 900 席程度を想定しています。ただし、A グループは要望を満たすためには敷地が不足するとの考えで土地拡張を提案しています。

B グループは、南側にあるふるさと文学館との間に広場を設けることを提案するため、ホール規模客席 300～600 席と小さくすることで舞台を北側に配置した B-3 案を提案しています。

(2) モデルプラン

上記検討委員会での提案から、ホール客席規模に応じて以下の 3 つのパターンを検討し、モデルプランとして提示します。

●パターン 1

ホール客席 300 席程度

●パターン 2

ホール客席 600 席程度

●パターン 3

ホール客席 900～1000 席

各パターンについて、各機能ゾーニングを示す平面イメージと断面イメージを提示し、施設規模、必要駐車台数、概算事業費を提示します。

なお、必要駐車台数については、ホール客席に対し、80%が自動車で来場し、1 台あたり 2.5 人乗車すると想定します。

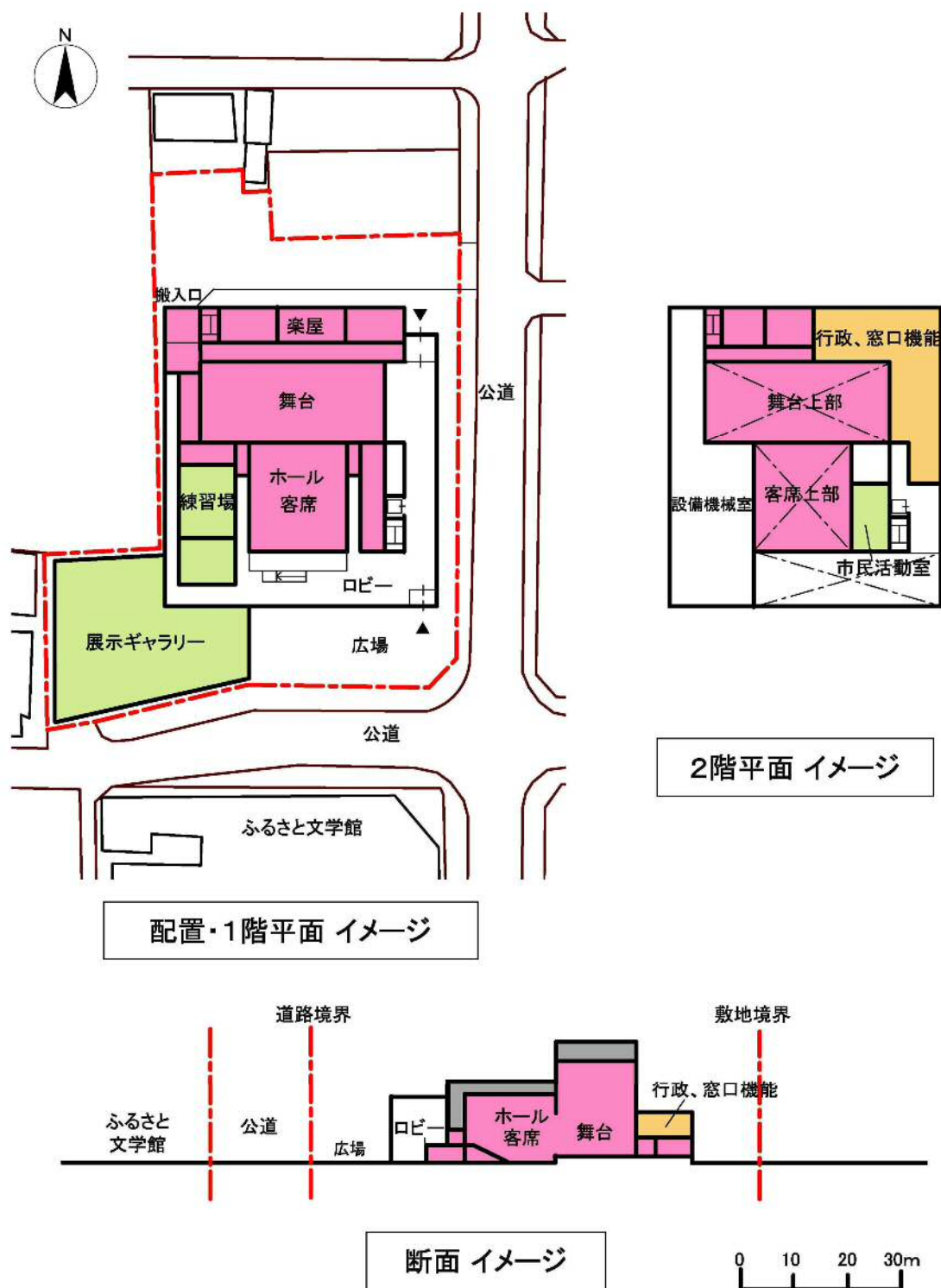
【機能の表示】

ピンク：ホール機能部分

グリーン：住民活動支援機能部分（ギャラリー、練習場等）

オレンジ：行政、窓口機能部分

モデルプラン 1 ホール客席 300 席程度

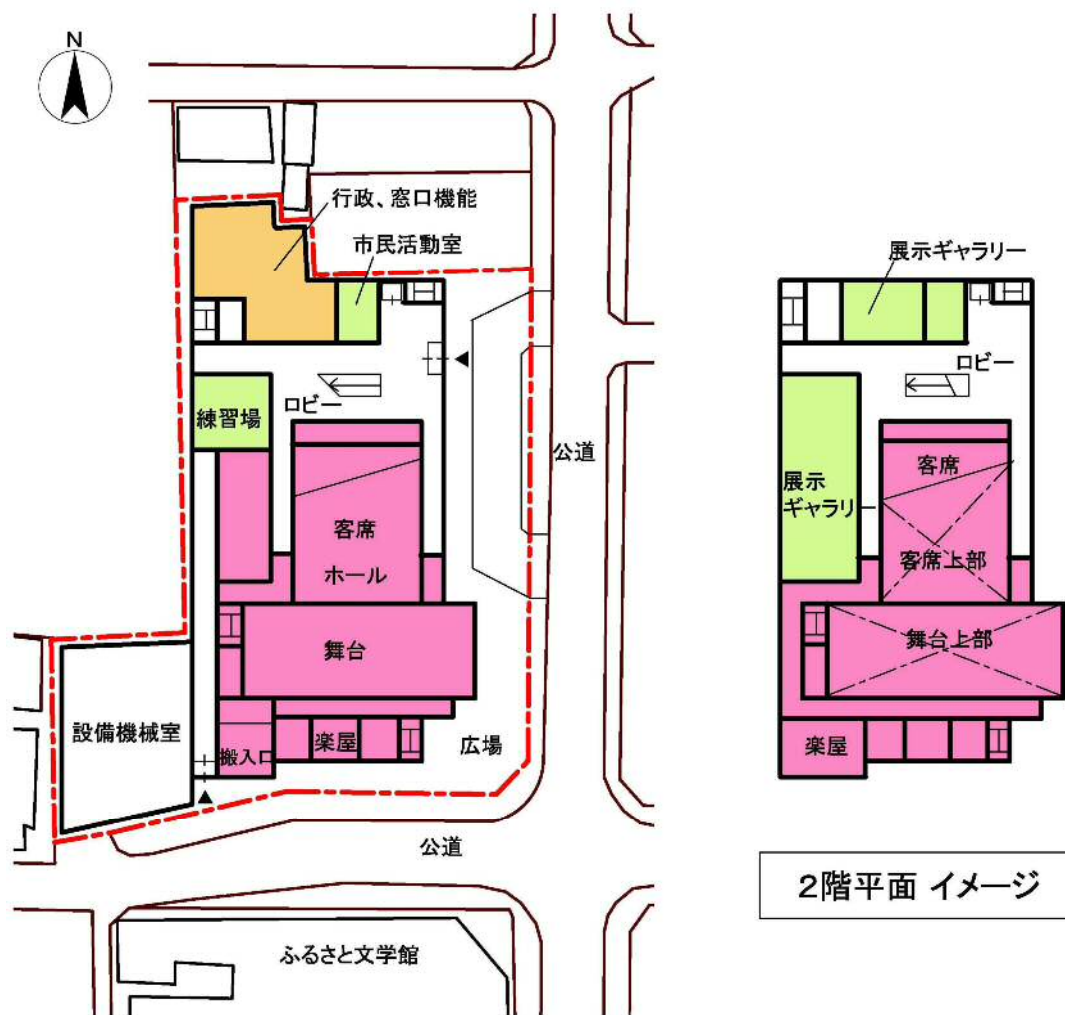


延床面積：約 5,000 ㎡

必要駐車台数：約 100 台

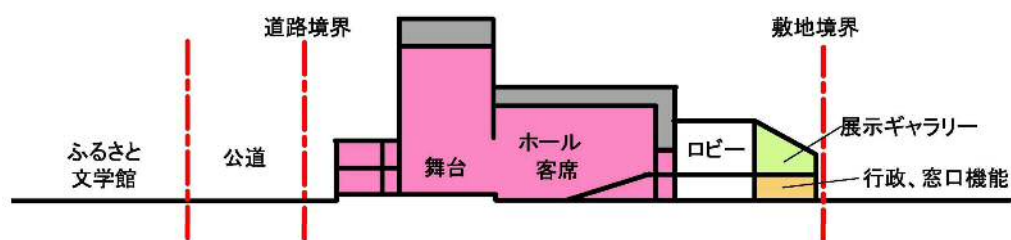
概算事業費：2,000,000,000～2,500,000,000 円

モデルプラン2 ホール客席 600 席程度



配置・1階平面 イメージ

2階平面 イメージ



断面 イメージ

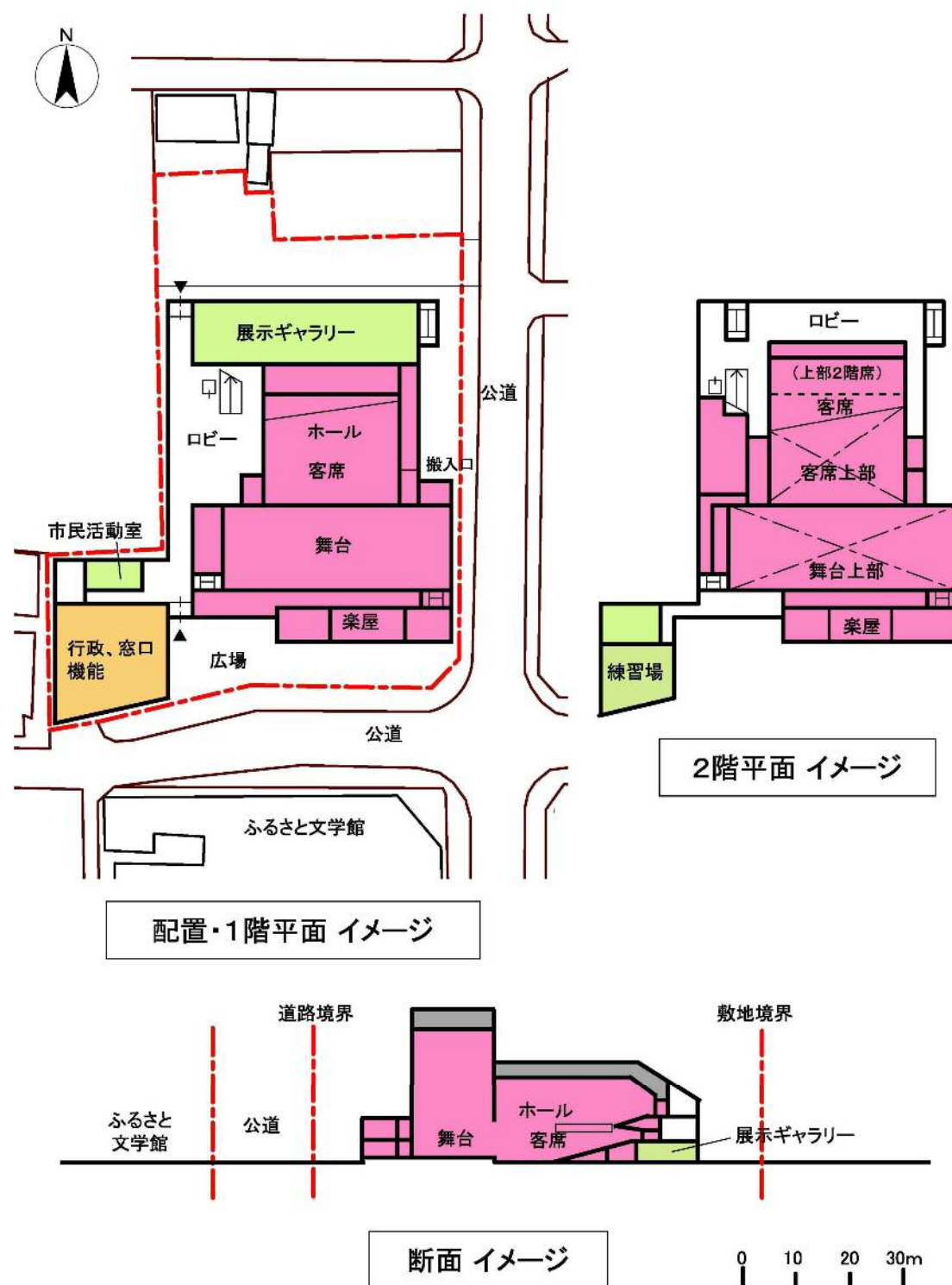
0 10 20 30m

延床面積：約 6,000 ㎡

必要駐車台数：約 200 台

概算事業費：2,500,000,000～3,000,000,000 円

モデルプラン3 ホール客席 900～1000 席



延床面積：約 7,000 ㎡

必要駐車台数：約 320 台

概算事業費：3,000,000,000～3,500,000,000 円

(3) 整備計画における課題

ア 日影規制により、高さの高い舞台上部フライタワの位置が限定されるため、配置計画に自由度がなくなり、そのため広場等の空地がとりにくくなります。

イ 各機能について、検討委員会にて希望されている規模を全て満たそうとすると、敷地に対して施設全体規模が過大となります。そのため、催し物に応じ、空間の機能兼用、可変性をもった空間設定などを考慮し、適切な施設規模を設定する必要があります。

ウ 久居東鷹跡町において、施設整備を実施するためには、駐車場用地の買収が必要です。

エ ホール客席数を600席と仮定して、39ページに示す想定において試算すると、駐車場必要台数は、192台となり、隣接する図書館（ふるさと文学館）の利用者分を加算（40台前後を想定）しても、買収を目指している借地駐車場（245台）で対応可能ですが、これ以上の客席数の場合や大規模な催し物（約600人以上集客する場合）を開催する場合は、近隣の施設（学校等）と連携するなどの対応を考慮する必要があります。

2 整備資金

今回の整備に当たっては、新市まちづくり計画への位置付けや新しい本市の総合計画においても、久居駅周辺地区を副都市核として位置付けた上で、この地域のまちづくりを図るひとつの拠点施設として、（仮称）津市久居ホールの整備を計画していることから、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の中の都市再整備事業交付金（旧まちづくり交付金）を整備財源に充てることとして、この交付金事業の申請を行うとともに、新しい市全体の副都市核としての都市機能の整備を進める取り組みであることから、交付金充当以外の財源については、合併特例債を充てることとします。

3 スケジュール

平成31年度施設オープンを目標とします。

【参考資料】

住民ヒアリング（アンケート）概要

1 アンケートの概要

（目的）

（仮称）津市久居ホール整備基本計画検討委員会における検討の参考とするため、久居市民会館の利用状況をはじめ、（仮称）津市久居ホールの整備のあり方等についての意識調査をアンケート形式で調査を実施しました。

2 調査票発送

平成 26 年 1 月 10 日（金）

3 回答期限

平成 26 年 1 月 20 日（月）（1 次締切り）

4 調査対象者及び回答数

（1）久居地域の市民（1,746 人）

- ・アンケートの対象は久居地域とし、形式は無記名で、選択式と記述式を併用。
- ・津市自治会連合会久居支部にアンケートの実施を依頼のうえ、各自治会（118 自治会）において、年齢層別（10 代から 70 代以上まで）の男女各 1 人ずつに回答を依頼。（対象：1,652 人）
- ・久居地区地域審議会の 14 名の委員にアンケートの実施を依頼。
- ・子育て応援広場はぐはぐ利用者 80 人にアンケートを実施。

【回答数】 1,003 人（回収率 57.4%）

（2）利用が想定される団体（86 団体等）

- ・文化芸術団体関係者、住民団体・企業等利用が想定される団体に対し、アンケートを実施。
- ・今後利用が想定される団体として、検討委員の所属する団体、ポルタひさいふれあいセンター内交流活動室使用団体等を対象に、アンケートを実施。
- ・久居市民会館のこれまでの利用団体等に対し、アンケートを実施。

【回答数】 55 団体（回収率 64.0%）

（3）久居地域の学校（12 校）

- ・学校関係については、久居地域の小学校、中学校、高等学校に対し、アンケートを実施。

【回答数】 10 校（回収率 83.3%）

5 調査結果

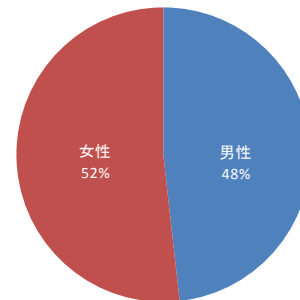
調査結果は、次頁以降のとおりです。

一般用

あなたの性別をお答えください。

1 男性	480人
2 女性	515人
無回答	8人

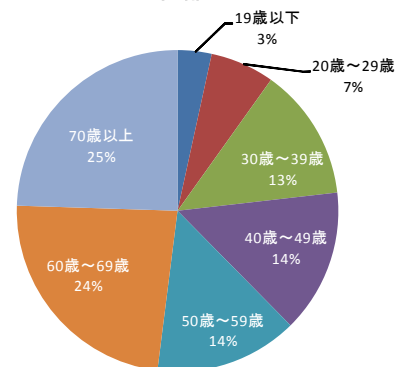
性 別



あなたの年齢をお答えください。

1 19歳以下	34人
2 20歳～29歳	64人
3 30歳～39歳	132人
4 40歳～49歳	143人
5 50歳～59歳	143人
6 60歳～69歳	233人
7 70歳以上	243人
無回答	11人

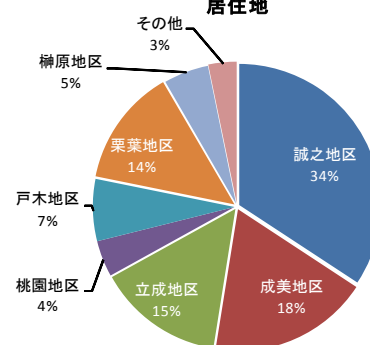
年 齢



あなたの居住地をお答えください。

1 誠之地区	339人
2 成美地区	181人
3 立成地区	143人
4 桃園地区	41人
5 戸木地区	70人
6 栗葉地区	133人
7 榊原地区	51人
8 上記以外（その他）	32人
旧津12人、芸濃町＝1人、一志町＝2人、 白山町＝2人、松阪市＝1人、無回答＝14人	

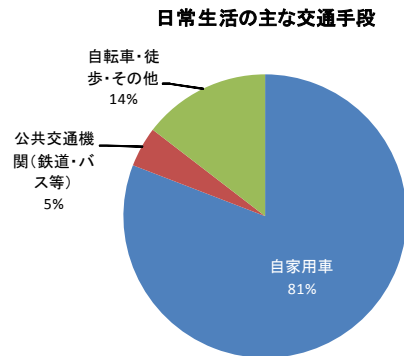
居住地



無回答	13人
-----	-----

日常生活の主な交通手段をお答えください。

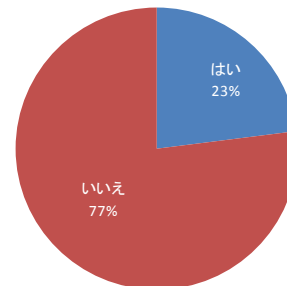
- | | | |
|---|---|------|
| 1 | 自家用車 | 811人 |
| 2 | 公共交通機関（鉄道・バス等） | 46人 |
| 3 | 自転車・徒歩・その他
（その他の内訳）
友人の車＝2人、近所
の方の車＝1人、原付
＝2人 | 146人 |



日頃から文化的な活動をしていますか。

- | | | |
|---|------------|-------------|
| 1 | はい | 225人 |
| 2 | いいえ
無回答 | 753人
25人 |

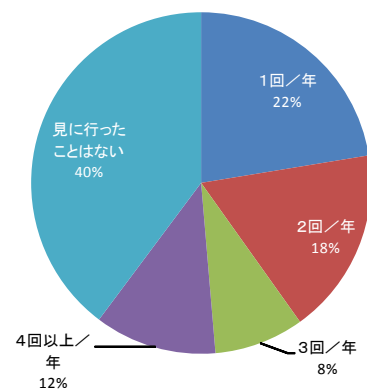
日常的な文化的活動の有無



久居市民会館で行われる催しには何回くらい見に行きましたか。

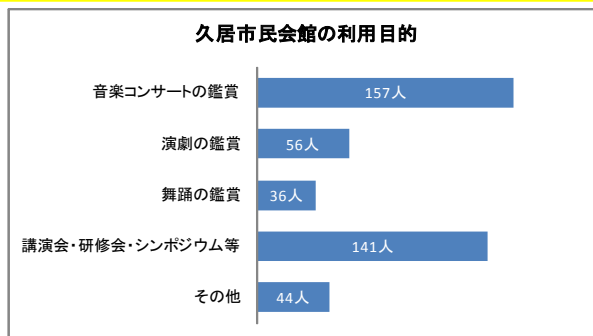
- | | | |
|---|-------------------|--------------|
| 1 | 1回／年 | 58人 |
| 2 | 2回／年 | 46人 |
| 3 | 3回／年 | 22人 |
| 4 | 4回以上／年 | 30人 |
| 5 | 見に行ったことはない
無回答 | 103人
744人 |

久居市民会館で行われる催しを見に行った回数



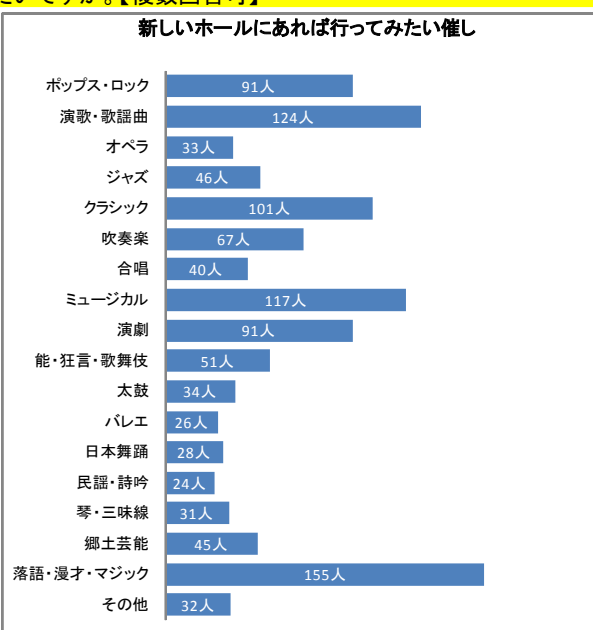
久居市民会館を利用されたことがある方にお聞きます。その利用目的は何でしたか。【複数回答可】

1	音楽コンサートの鑑賞	157人
2	演劇の鑑賞	56人
3	舞踊の鑑賞	36人
4	講演会・研修会・シンポジウム等	141人
5	その他	44人



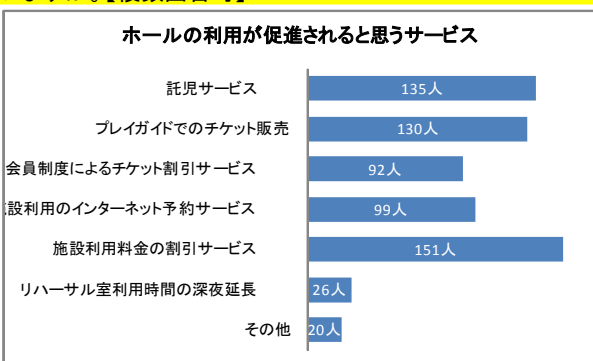
新しいホールにどのような催しがあれば、行ってみたいですか。【複数回答可】

1	ポップス・ロック	91人
2	演歌・歌謡曲	124人
3	オペラ	33人
4	ジャズ	46人
5	クラシック	101人
6	吹奏楽	67人
7	合唱	40人
8	ミュージカル	117人
9	演劇	91人
10	能・狂言・歌舞伎	51人
11	太鼓	34人
12	バレエ	26人
13	日本舞踊	28人
14	民謡・詩吟	24人
15	琴・三味線	31人
16	郷土芸能	45人
17	落語・漫才・マジック	155人
18	その他	32人



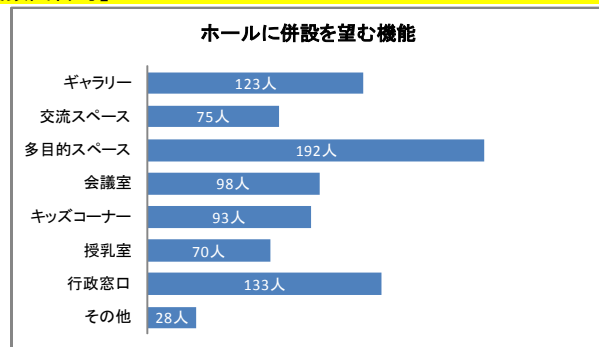
どのようなサービスがあれば利用が促進されると思いますか。【複数回答可】

1	託児サービス	135人
2	プレイガイドでのチケット販売	130人
3	会員制度によるチケット割引サービス	92人
4	施設利用のインターネット予約サービス	99人
5	施設利用料金の割引サービス	151人
6	リハーサル室利用時間の深夜延長	26人
7	その他	20人



ホールに併設する機能に望むものは何ですか。【複数回答可】

1	ギャラリー	123人
2	交流スペース	75人
3	多目的スペース	192人
4	会議室	98人
5	キッズコーナー	93人
6	授乳室	70人
7	行政窓口	133人
8	その他	28人



新しいホールが地域の中で愛着を持って利用いただけるよう、身近で来館しやすい施設になればと考えています。このことへのご意見をお願いします。

(全体)

いただいたご意見 641 件のうち、一番多かったのは施設の整備に関する内容で、32.6%、約 3 分の 1 を占めています。そのなかでも駐車場整備への要望が 63.6%で、男女、年齢、地区を問わず広く使いやすい駐車場の確保を望んでいます。

次に多かったご意見は 28.4%の管理運営への要望で、気軽に立ち寄ることのできる暖かい雰囲気作りや、多彩なイベント企画、インターネットを利用した利用予約やチケットの販売と、イベント等の周知への工夫を求めています。その他には、複合施設として多目的に利用できる交流スペースや、ギャラリー、カフェなどの要望や、子どもや高齢者に配慮したバリアフリーへのご意見も目立ちました。また、若い世代はホールの設備や機能よりも、ホール以外の施設を自由に利用した交流を希望する傾向にありました。

利用団体関係

所属する団体(企業)名をお答えください。

合計55団体(企業)からご回答いただきました。内訳は以下のとおりです。

文化芸術団体 27、住民団体 7、企業等 5、ポルタ交流活動室利用団体 10、市民会館利用団体 6

貴団体(貴企業)は久居市民会館を何回くらい利用されましたか。

1 1回/年	6団体
2 2回/年	7団体
3 3回/年	4団体
4 4回以上/年	8団体
5 利用したことはない	16団体

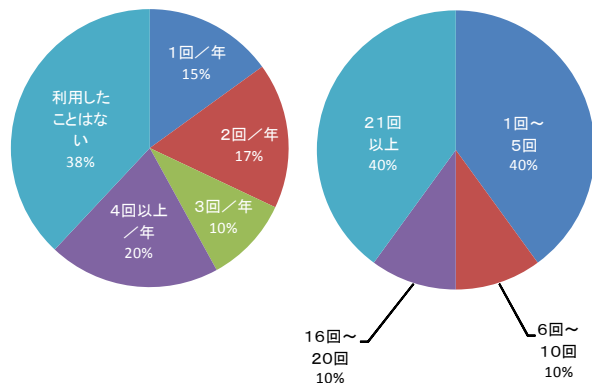
久居市民会館の利用実績

開館からこれまでの利用回数

※開館からこれまでの利用回数

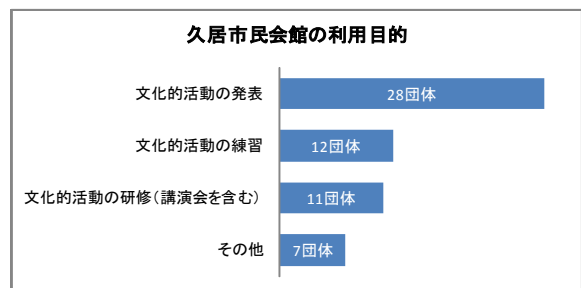
1 1回～5回	8団体
2 6回～10回	2団体
3 11回～15回	0団体
4 16回～20回	2団体
5 21回以上	8団体

(21回以上のうち、99回までは4団体、100回は2団体、120回は1団体、224回は1団体)



久居市民会館を利用されたことがある方にお聞きます。その利用目的は何でしたか。【複数回答可】

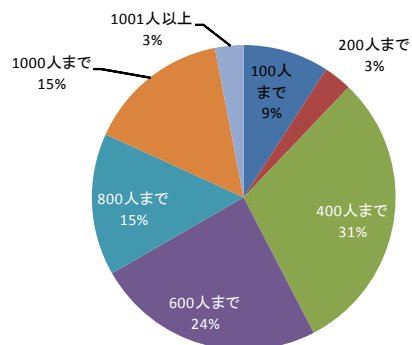
1 文化的活動の発表	28団体
2 文化的活動の練習	12団体
3 文化的活動の研修(講演会を含む)	11団体
4 その他	7団体
・作品展示(ロビー)・リハーサル・老人会・敬老会・会館側からの依頼・役員会等	



貴団体(企業)が久居市民会館を使用したとき、何人位の観客実績がありましたか。

1 100人まで	3団体
2 200人まで	1団体
3 400人まで	10団体
4 600人まで	8団体
5 800人まで	5団体
6 1000人まで	5団体
7 1001人以上	1団体

久居市民会館使用時の観客実績



これまで久居市民会館以外の施設(市外・県外も含みます)を使用したことがありますか。

- 1 使用したことがある 42団体

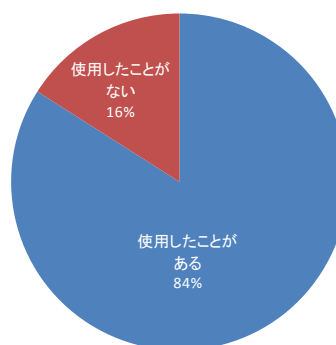
津リージョンプラザ、アストホール、中央公民館、ポルタひさい、久居公民館、久居ふるさと会館、久居総合福祉会館など

(使用目的)

作品展示、作品発表、即売会、講習会、総会、研修会、地区大会、会議、日舞・民謡の発表会・など

- 2 使用したことがない 8団体

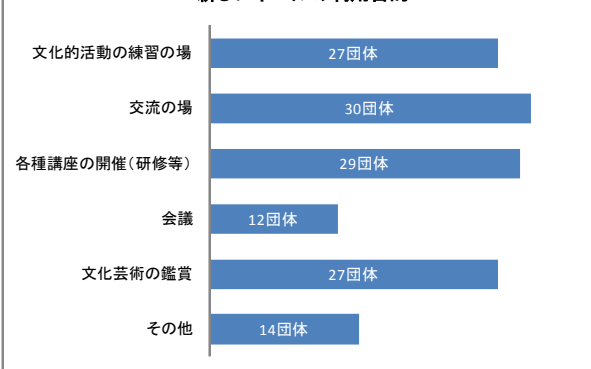
久居市民会館以外の施設の使用実績



新しいホールをどのように利用したいですか。【複数回答可】

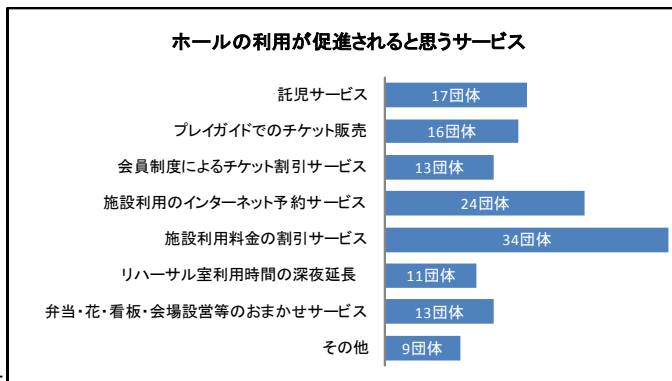
- | | | |
|---|--------------|------|
| 1 | 文化的活動の練習の場 | 27団体 |
| 2 | 交流の場 | 30団体 |
| 3 | 各種講座の開催(研修等) | 29団体 |
| 4 | 会議 | 12団体 |
| 5 | 文化芸術の鑑賞 | 27団体 |
| 6 | その他 | 14団体 |

新しいホールの利用目的



どのようなサービスがあれば利用が促進されると思いますか。【複数回答可】

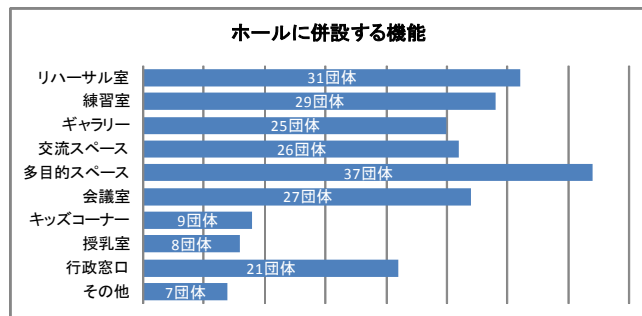
1	託児サービス	17団体
2	プレイガイドでのチケット販売	16団体
3	会員制度によるチケット割引サービス	13団体
4	施設利用のインターネット予約サービス	24団体
5	施設利用料金の割引サービス	34団体
6	リハーサル室利用時間の深夜延長	11団体
7	弁当・花・看板・会場設営等のおまかせサービス	13団体
8	その他	9団体



ホールの予約を1年前からにさせていただくとありがたいです(あれば便利、なくても良い)、駐車場の確保など

ホールに併設する機能に望むものは何ですか。【複数回答可】

1	リハーサル室	31団体
2	練習室	29団体
3	ギャラリー	25団体
4	交流スペース	26団体
5	多目的スペース	37団体
6	会議室	27団体
7	キッズコーナー	9団体
8	授乳室	8団体
9	行政窓口	21団体
10	その他	7団体



新しいホールに、特に舞台設備等で必要であると思うものなどへのご意見がございましたらお願いします。

(施設全体のことについて)

- ・トラックが数台駐車できるスペースのある搬入口があると良い。
- ・発表の場としてのステージも重要ですが、普段の練習・体験活動を行うための格段な施設の整備も重要かと思います。旧津市の数箇所に設置されている市民センター（高茶屋・雲出など）は公民館よりも格段に気軽に使い勝手が良いのですが、久居地区にはありません。市民ホール内あるいは公民館への併設などご検討ください。
- ・市民ホールは、建物だけでなく、周辺環境（憩いの場）も重要です。

(バリアフリー)

- ・通路をスロープにする等、歩きやすくしてほしい。椅子の幅を大きくゆったり座れると良い。車椅子等の場所を緊急のこともあります。なるべく中央へ。

(駐車場)

- ・来館者用の駐車場を十分に確保するとともに、周辺道路の本格的な整備を行って

ただくよう切に願います。

- ・無料駐車場にしてほしい。ポルタのような有料駐車場では参加が少ない。応援に来てもらう方も少ないのでよろしく。
- ・現在計画されている場所では、駐車スペースさえ、十分とれないことが懸念されます。しっかり分析して再考してください。（狭すぎます！！）

（ホール部門への要望）

- ・舞台・客席を快適にすることは当然ですが、楽屋の使いやすさ、部屋数を確保してほしいです。
- ・通路が狭いと使いづらくなりますので十分配慮してください。また、デザインを重視するあまり、導線が迷路化するというのも避けていただきたいと思います。
- ・客席について、通路をスロープにするなど歩き良くしてほしい（デザインより安全策を）。車椅子等の場所を緊急時の事もありますが、端にしないで中央の方へできないか。
- ・8間くらいの間口（舞台）奥行きも6間くらい欲しい。舞台袖のスペースも出来る限り広く取りたい。楽屋もたくさんあると運営側は助かります。
- ・現市民会館より舞台を広く（奥行き）・練習室等のスペースの確保・出演者控室（楽屋）を多く30人くらい入れる室を1室は必要
- ・リハーサル室を兼ねた小ホールの設置（小規模なコンサート等が気軽に開催できる）
- ・舞台袖や搬入口を広く

（ホール規模（座席数等））

- ・（客席について）2階にし、1階席数600席、2階300席にしては。
- ・一番望むことは、ある程度の音楽（クラシック・マイクを通さない生の演奏）の演奏・鑑賞に耐えうるステージ及び客席の設備があることです。可動式の客席・ステージといった多目的な形であると、かえて中途半端で音楽、特に生の演奏をする（鑑賞をする）には適さず、発表をする側にも、招へいする側にも、鑑賞する側にも使いにくいホールとなります。近くの音楽ホールが駅から徒歩で行ける便利さがないことから、久居にぜひ使いやすい中規模（400～600名定員でよい）ホールの建設を希望します。
- ・椅子の幅を大きい目にとりゆったりと座れると良い。2階にし、1階600席、2階400席にしてはいかがですか。
- ・今まで久居市民会館を使用していましたが、舞台の奥行きが無く、そでのスペースも無かったので使いづらいです。音響や照明のシステムやバトンの数も増やしてほしいです。県文の中ホールくらいの舞台の広さや高さ、機材、キャパは1,000人くらいは欲しいです。楽屋も数はほしいです。嬉野ふるさと会館では、お客さんと

同じトイレに入らないといけなかったのでとても不便でした。いろんなイベントが行われると人も集まり、町も繁栄につながると思います。絶対に設備を使いやすく作って頂きたいと思います。久居市民会館を使っていましたが、とても使いづらかったので県文の方で公演をしています。久居に新しくホールができたらとても嬉しいことです。絶対利用するのでよろしくお願いします。

（ホール機能、設備、備品）

- ・花道・楽屋・所作台
- ・（舞台について）廻り舞台があると良い。
- ・豪華過ぎない照明・幕・音響
- ・適度な照明と音響・華美でない巻き上げ幕
- ・音響、照明等
- ・コンサート・ミュージカル・演劇・狂言・映画等、多目多様に使用できる設備
- ・音響が良く、ホールの居心地が良いものであってほしいです。期待して楽しみにしています。
- ・集音・集光・変光設備・階段式観客席・非常口と経路・スプリンクラー・消火設備
- ・しらさぎホールと同スペースの舞台と舞台そで・プロジェクターを映すことができる幕
- ・広い舞台袖・吊り上げ式スクリーン
- ・民謡民舞の場合、演奏台（座ってできるもの）、赤いもうせん（布）、金びょうぶ、松の図柄の垂れ幕
- ・音響効果の整った設備を希望します。
- ・舞台について、セリ、回り舞台があると良い。
- ・グランドピアノ2台・小ホール
- ・津リージョンプラザお城ホールくらいの音響設備。スタインウェイのフルコンサートグランドピアノを1台（できれば2台）。しかし予算的に無理と思われるのでスタインウェイのフルコンサートグランドピアノとYAMAHAのフルコンサートグランドピアノを1台ずつ。それも無理ならグレードの違いすぎるピアノを2台置いても仕方が無いので、スタンウェイのフルコンだけでも入れてください。ホールには親子室を必ず作ってください。普段ピアノを補完しておく「ピアノ庫」がほしい。せっかく買った良いピアノも、管理が悪いとコンディションが保てません。県文化会館にはあります。
- ・可動式舞台・映像設備
- ・照明などは今LEDのものがどんどん出て来ていると聞くし、設備としては可能な限り最大の設備を入れるべきだと思う。客席寄りも舞台の奥行きだとか両サイドの袖スペースを広く取ると良いと思う。外観も重要。確か、伊丹のアイホールは出演

していたとき、その周辺の街を巻き込んでの芸術祭をやっていた記憶がある。市が作った財団が指定管理をしていると聞いた。このようなアンケートから情報をもっている人を集め、良いアイデアを出し合い勉強して、どうか慌てずに意味のある必要性のある夢広がるホールを計画してください。

- ・ プロジェクターが活用できるスクリーン
- ・ 何をテーマに使用する舞台なのかがわからないので、必要とする設備については答えることが難しいです。吹奏楽なのか、和太鼓、洋楽、ミュージカル等目的によって必要な物は変わってくると思います。
- ・ 音楽に関する設備
- ・ 音響に対して気を遣っていただきたい。劇団や音楽関係の公演を行う時に大切と思う。また舞台の広さも広く取ることを考えていただきたい。

（楽屋、練習室、リハーサル室）

- ・ 着替え室を出来るだけ多くしてほしい

（複合施設への要望）

- ・ 新しいホールの建設には、舞台・劇場・音楽堂だけでなく、ギャラリー・多目的スペース（展示場・発表会）を設け、津市民の方々が気軽に利用・参加できる施設にする事を願います。
- ・ ギャラリーに埋蔵文化財常設コーナーを設けてほしい。ホールのオープンに際しては、ちょうど高道公入府 350 年の時期と重なるので 350 年記念行事と併せて考えてほしい。（例えば、郷土久居の歴史・文化展等＝ギャラリー利用）

（建設に賛成）

- ・ （場所について）予定地で良いと思います。出来る限り早く建設してください。

（ホールの必要性）

- ・ 久居音楽祭は、久居市民会館をホームグラウンドとして活動している団体です。今年、三重県ギターマンドリンが主催する県民音楽祭は、久居市民会館がスタートと聞いています。今年は第 20 回という記念すべき音楽祭が久居市民会館が休館のため、四日市市民会館での開催となり、大変残念に思っており、早めの建設を願っております。

（その他）

- ・ 文化芸術に力を注ぐことは不可欠な問題で、行政側の怠慢が現状である。税金の正しい用途を再考する事が必至。日本はその面で著しく遅れている。

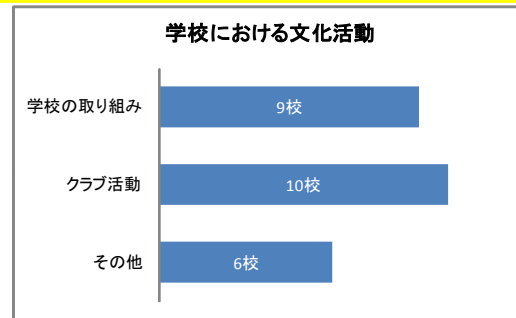
学校関係

貴校の文化活動についてお答えください。

(1) 活動方法【複数回答可】

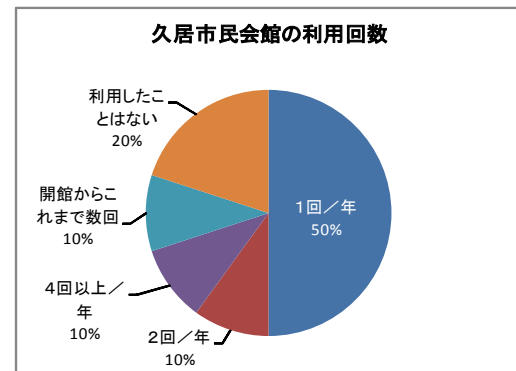
1 学校の取り組み	9校
2 クラブ活動	10校
3 その他	6校
4 活動はしていない	0校

(2) 活動内容



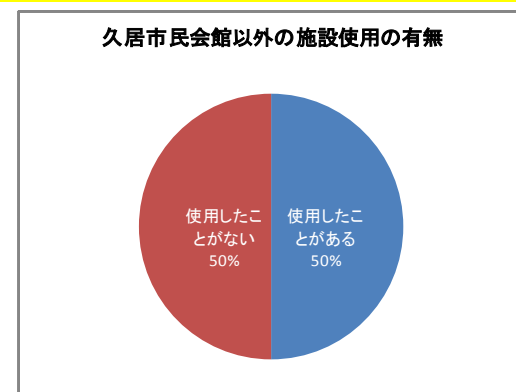
貴校は久居市民会館を何回くらい利用されましたか。

1 1回／年	5校
2 2回／年	1校
3 3回／年	0校
4 4回以上／年	1校
5 開館からこれまで()回	1校 (数回)
6 利用したことはない	2校



これまで久居市民会館以外の施設(市外・県外も含みます)を使用したことがありますか。

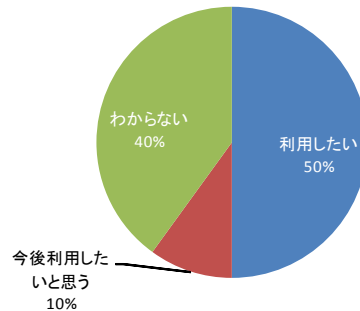
1 使用したことがある	5校
2 使用したことがない	5校



貴校にホールを利用したい(または今後利用したいと思う)行事や催し物等がありますか。

- | | |
|--------------|----|
| 1 利用したい | 5校 |
| 2 今後利用したいと思う | 1校 |
| 3 わからない | 4校 |

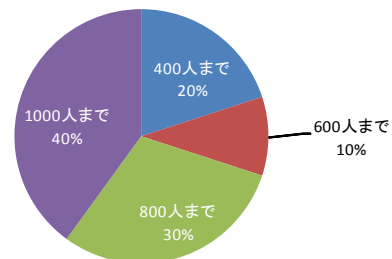
ホールを利用したい(または今後利用したいと思う)行事や催し物等の有無



貴校がホールを利用する場合、何人位の集客が予想されますか。

- | | |
|-----------|----|
| 1 100人まで | 0校 |
| 2 200人まで | 0校 |
| 3 400人まで | 2校 |
| 4 600人まで | 1校 |
| 5 800人まで | 3校 |
| 6 1000人まで | 4校 |
| 7 1001人以上 | 0校 |

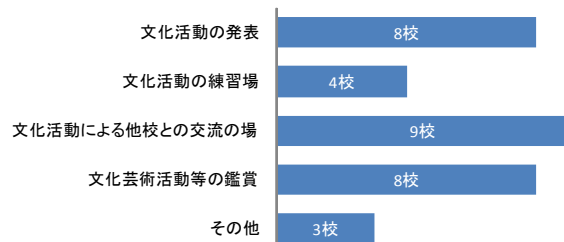
ホール利用時の集客予想人数



貴校は文化活動(クラブ活動を含む)で新しいホールをどのように利用してみたいですか。【複数回答可】

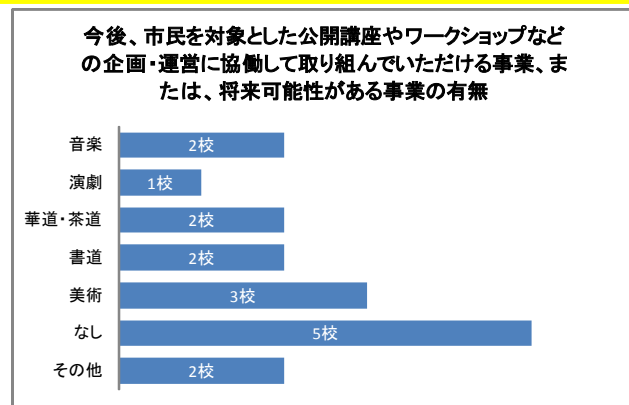
- | | |
|-------------------|----|
| 1 文化活動の発表 | 8校 |
| 2 文化活動の練習場 | 4校 |
| 3 文化活動による他校との交流の場 | 9校 |
| 4 文化芸術活動等の鑑賞 | 8校 |
| 5 その他 | 3校 |

新しいホールの利用目的



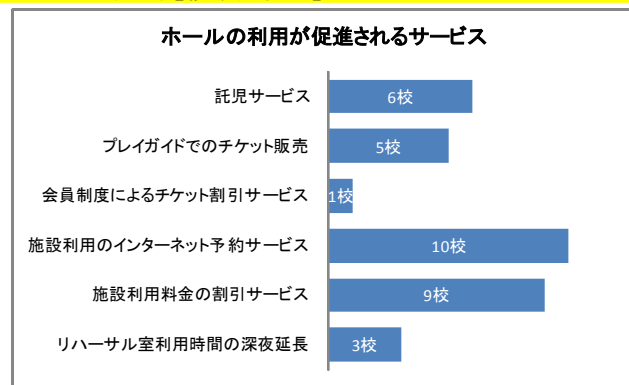
今後、市民を対象とした公開講座やワークショップなどの企画・運営に協働して取り組んでいただける事業はありますか。または、将来可能性がある事業はありますか。【複数回答可】

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 | 音楽 | 2校 |
| 2 | 演劇 | 1校 |
| 3 | 華道・茶道 | 2校 |
| 4 | 書道 | 2校 |
| 5 | 美術 | 3校 |
| 6 | なし | 5校 |
| 7 | その他 | 2校 |



どのようなサービスがあれば利用が促進されると思いますか。【複数回答可】

- | | | |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 託児サービス | 6校 |
| 2 | プレイガイドでのチケット販売 | 5校 |
| 3 | 会員制度によるチケット割引サービス | 1校 |
| 4 | 施設利用のインターネット予約サービス | 10校 |
| 5 | 施設利用料金の割引サービス | 9校 |
| 6 | リハーサル室利用時間の深夜延長 | 3校 |
| 7 | その他 | 0校 |



ホールに併設する機能に望むものは何ですか。【複数回答可】

- | | | |
|----|---------|----|
| 1 | リハーサル室 | 9校 |
| 2 | 練習室 | 8校 |
| 3 | ギャラリー | 9校 |
| 4 | 交流スペース | 6校 |
| 5 | 多目的スペース | 5校 |
| 6 | 会議室 | 9校 |
| 7 | キッズコーナー | 2校 |
| 8 | 授乳室 | 2校 |
| 9 | 行政窓口 | 5校 |
| 10 | その他 | 0校 |

